

第3期境町 子ども・子育て支援事業計画

《 令和7年度～令和11年度 》



令和7年3月
境 町

はじめに

境町では、これまで「第2期境町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町民の皆さまが安心して子育てができる「子育て支援日本一」を目指し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度末をもって「第2期境町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるにあたり、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証するとともに、保護者の皆さまからの子ども・子育て支援に関するニーズを反映した令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期境町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、第1期・2期計画の基本理念「次世代へのかけがえのない一つの生命（いのち）を応援する！」を継承し、町の宝である子どもたちの未来のため、最大限の投資を行う取組を推進し、成長を見守ることができる体制づくりを行うとともに、妊娠・出産・子育て期間における切れ目ない支援を社会全体で実施することができる環境整備をより一層促進する計画としています。

つきましては、町民の皆さまには、この計画の趣旨をご理解いただき、計画推進に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました「境町子ども・子育て家庭支援会議」の委員の皆さま、並びに「子ども・子育てに関するアンケート調査」にご協力いただきました保護者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月



境町長 橋 本 正 裕

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）	5
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状	6
1 統計からみた本町の現状	6
2 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状	12
3 子ども・子育てに関するアンケート調査	14
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	21
3 施策の体系	22
4 将来の子どもの人口	23
第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策	24
1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方	24
2 計画の推進方策	24
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容	32
第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開	34
分野1 地域ぐるみで子育て支援	34
分野2 支える力を大きくするために	37
分野3 豊かな人間性をはぐくむ教育環境の整備	42
分野4 良質な生活環境の整備と子どもの安全	44
分野5 職業生活と家庭生活の両立支援	46
分野6 特にきめ細やかな配慮が必要な取り組み	47

第6章 計画の推進に向けて.....	50
1 取組の方針	50
2 計画の推進体制	50
3 計画の進捗管理と点検・評価	50
巻末資料.....	51
1 策定経過	51
2 境町子ども・子育て家庭支援会議設置要綱.....	52
3 境町子ども・子育て家庭支援会議委員名簿.....	54
4 用語集	55

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

わが国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していくことを方針に掲げ施策に取り組んでいくこととされています。

境町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と、町の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「境町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

この「第3期境町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第3期計画）は、第2期計画が終了することに伴い、未来を担う境町の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第2期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

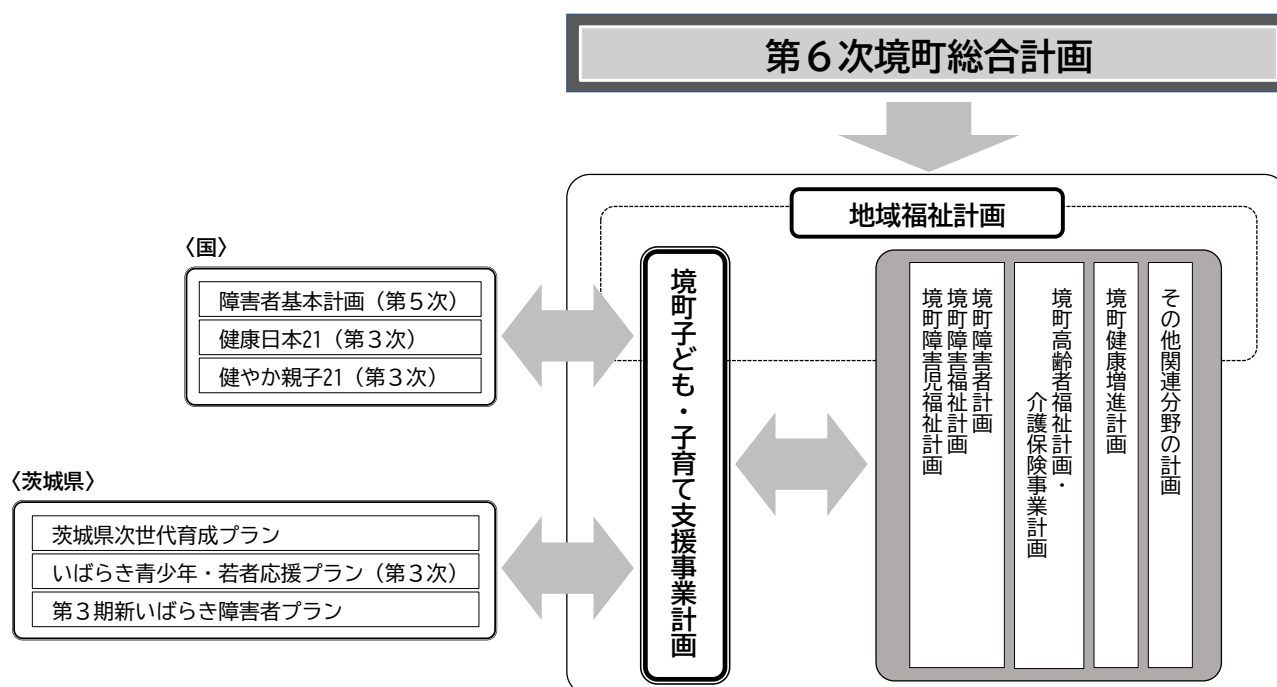
2 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」（次世代育成支援計画）を一体化した計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画については、本町の上位計画である「第六次境町総合計画」及び他の保健医療福祉計画、他部門計画との施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。



<参考> 計画策定の根拠となる法律

【子ども・子育て支援法】

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法】

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

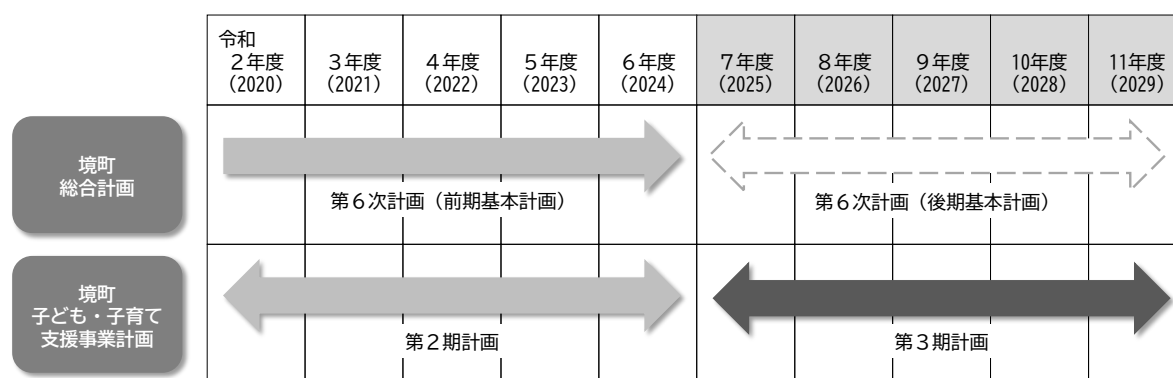
（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制

（1）境町子ども・子育て家庭支援会議の設置

この計画を策定するにあたっては、「境町子ども・子育て家庭支援会議」を設置し、計画の策定に係る審議を行いました。

（2）アンケート調査の実施

本町では、子育て支援施策のニーズを把握するため、令和6年1月24日（水）から2月8日（木）までの期間に、町内に住んでいる就学前のお子さんのいる保護者と小学1年生から小学4年生までの保護者に対して「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。この調査結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画書「第3期境町子ども・子育て支援事業計画（素案）」の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参画を促進することを目的としてパブリックコメントを実施しました。

5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択され、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。国では、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



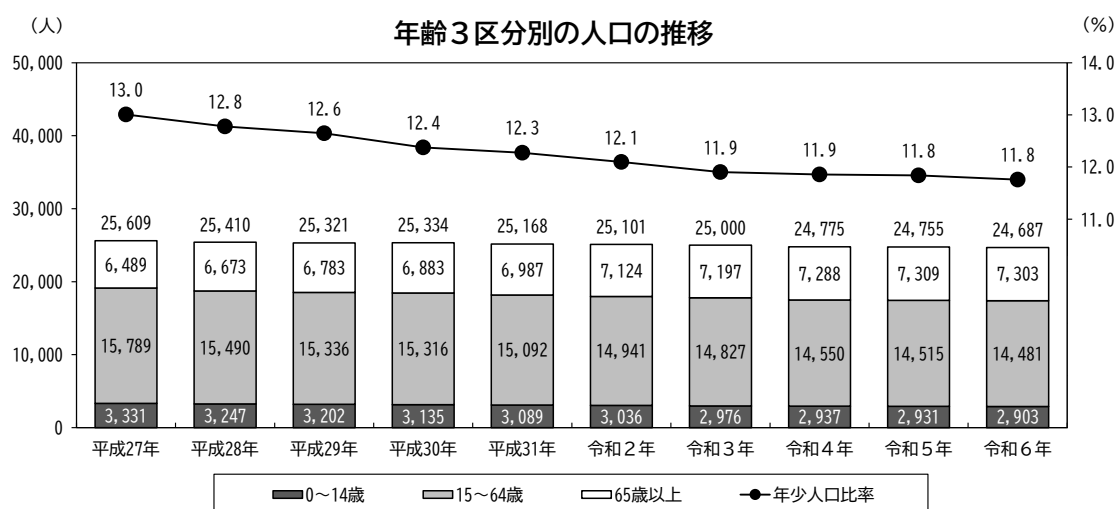
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口の動向

① 人口の推移

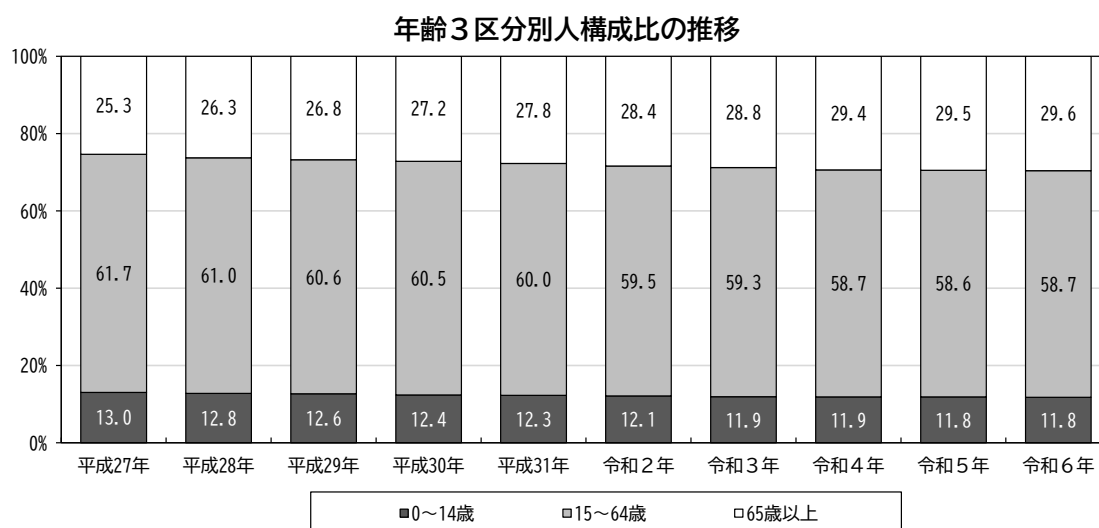
本町の人口は、ゆるやかな減少が続いています。令和6年には24,687人となり、平成27年から922人減少しました。0～14歳の年少人口、15～64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 人口構成比

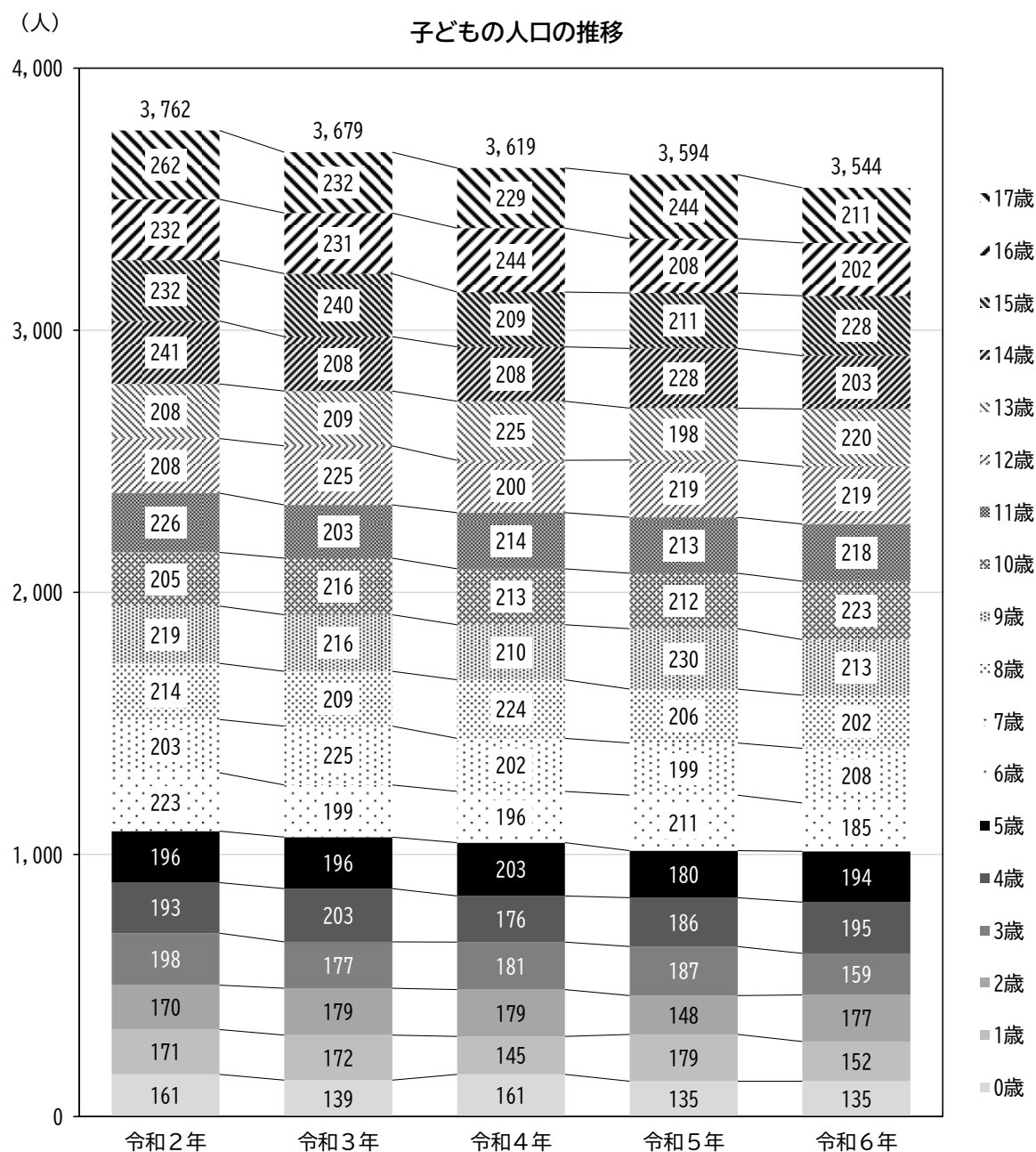
本町の年令3区分の人口構成をみると、0～14歳までの年少人口は、令和6年は11.8%となっており、平成27年と比較すると1.2ポイント減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 子どもの人口の推移

本町の0歳から17歳の子どもの人口は、総人口と同様に減少傾向にあり、令和6年は3,544人と令和2年と比較すると218人減少しています。

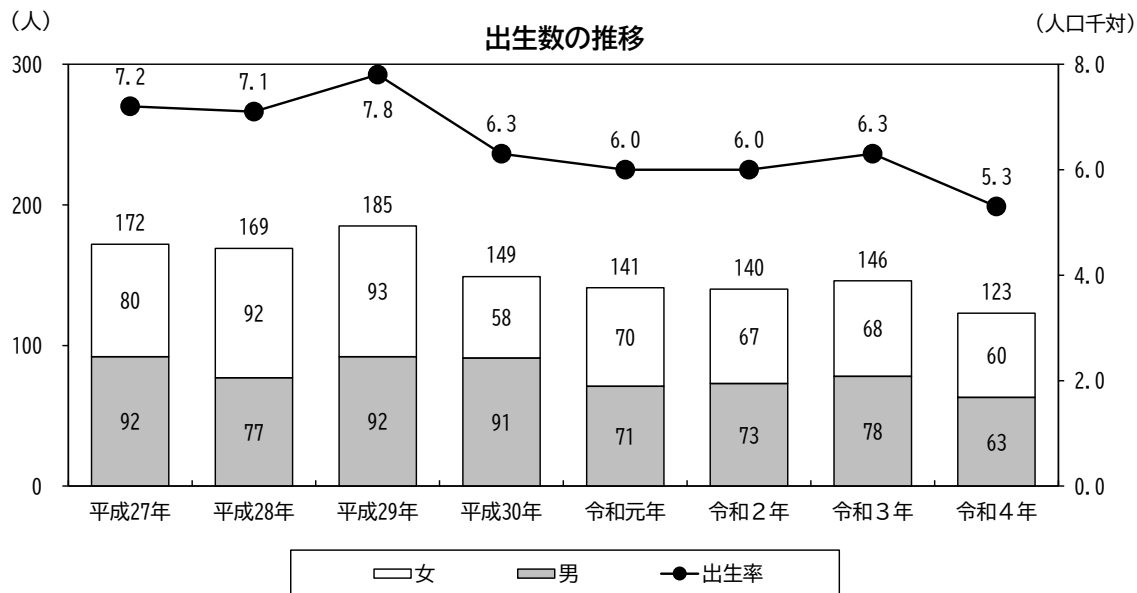


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の動向

① 出生数の推移

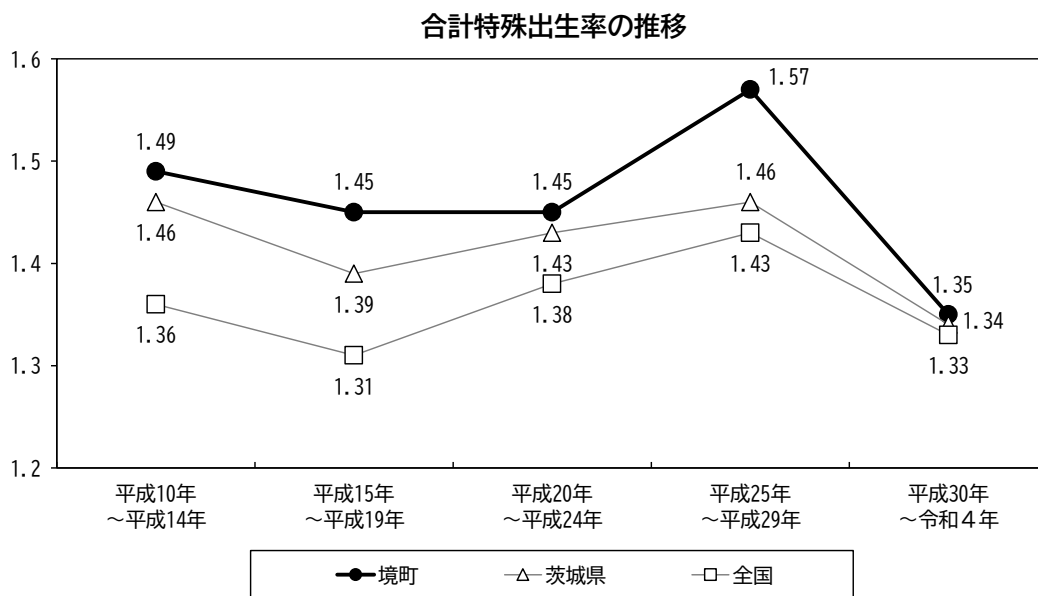
本町の出生数は近年減少傾向にあり、令和4年は123人と平成27年から49人減少しています。



資料：茨城県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率をみると、全国・茨城県よりも高い状況にありますが、平成30年～令和4年は前回統計値より0.22ポイント減少し、1.35となっています。いずれも人口を維持するのに必要と言われている概ね2.07ポイントを大きく下回っています。

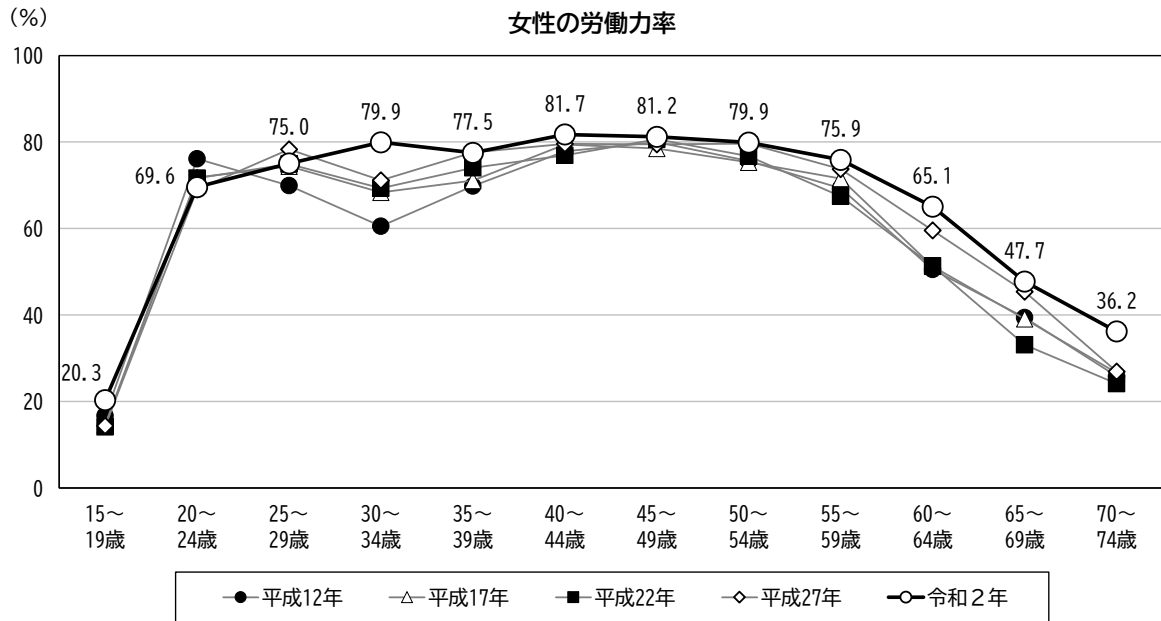


資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(3) 女性の労働力・婚姻の状況

① 女性の労働力率

女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩和され台形に近づいています。



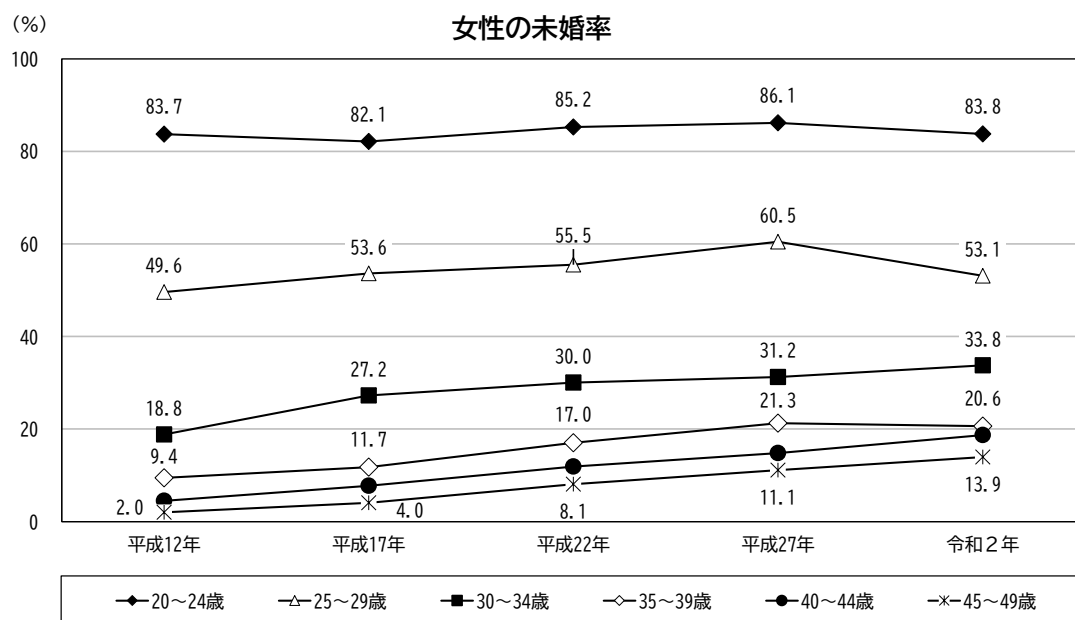
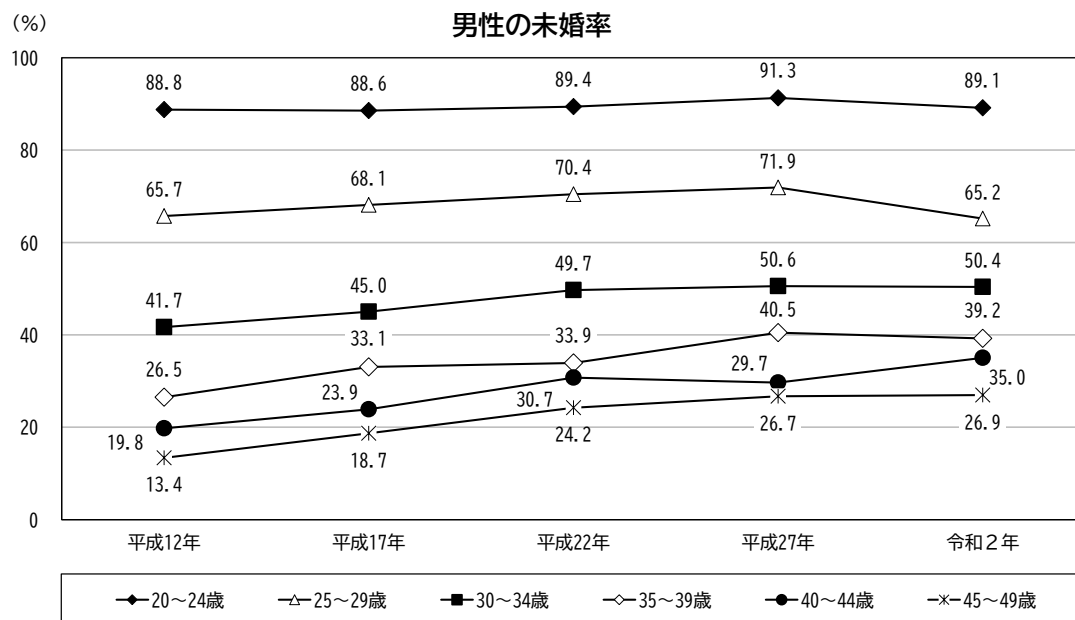
(単位：%)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	16.7	14.6	14.1	14.4	20.3
20～24 歳	76.1	71.8	71.6	69.1	69.6
25～29 歳	69.9	74.4	74.9	78.3	75.0
30～34 歳	60.5	68.4	69.3	71.2	79.9
35～39 歳	69.8	71.1	74.0	77.6	77.5
40～44 歳	77.8	79.4	76.9	79.6	81.7
45～49 歳	80.0	78.5	80.7	79.5	81.2
50～54 歳	75.6	75.3	76.7	79.6	79.9
55～59 歳	69.3	71.6	67.5	73.7	75.9
60～64 歳	50.5	51.2	51.3	59.5	65.1
65～69 歳	39.4	39.1	33.1	45.4	47.7
70～74 歳	25.8	26.6	24.1	26.9	36.2

資料：国勢調査

② 未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに上昇しています。30 歳以上での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行が伺えます。

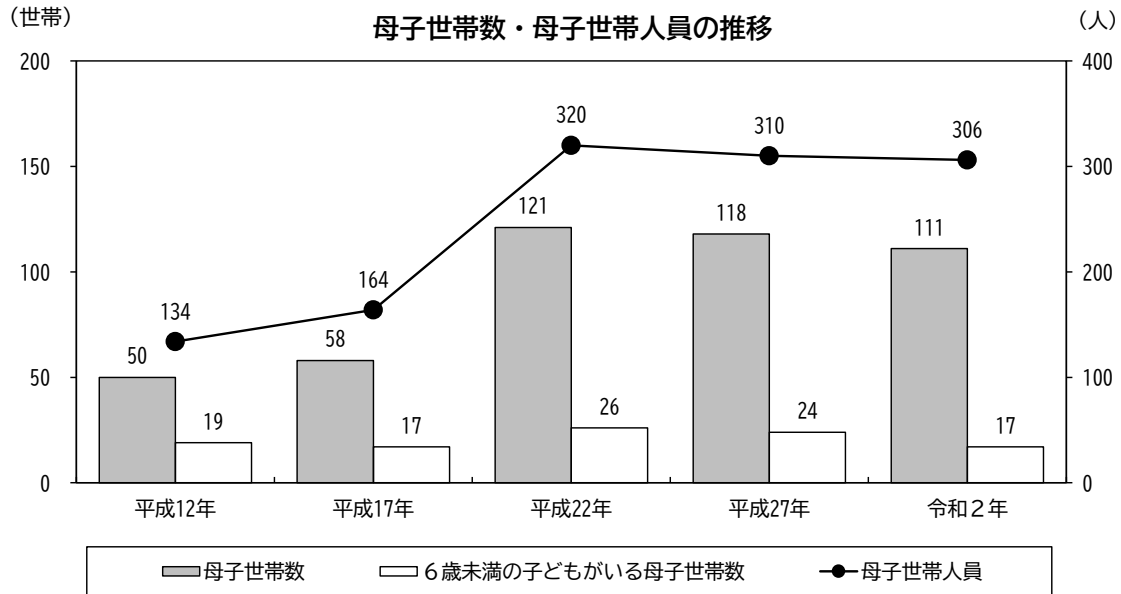


資料：国勢調査

(4) ひとり親家庭の状況

① 母子世帯数・母子世帯人員の推移

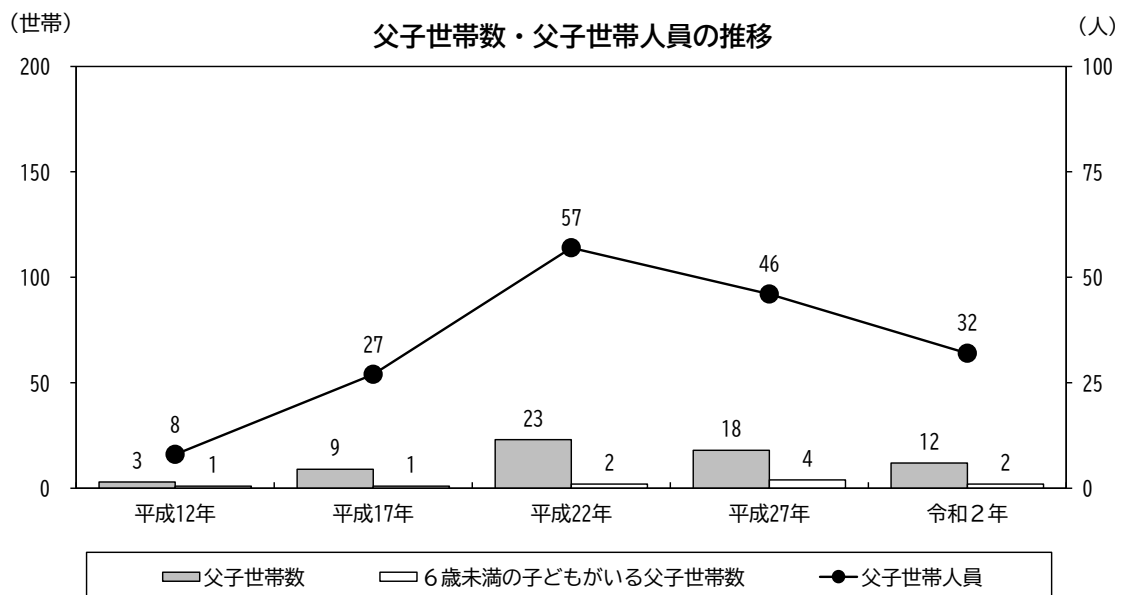
本町の母子世帯数は、平成 22 年をピークに減少しており、令和 2 年は 111 世帯、世帯人員は 306 人、1 世帯当たり 2.75 人となっています。



資料：国勢調査

② 父子世帯数・父子世帯人員の推移

本町の父子世帯数は、平成 22 年をピークに減少しており、令和 2 年は 12 世帯、世帯人員は 32 人、1 世帯当たり 2.66 人となっています。

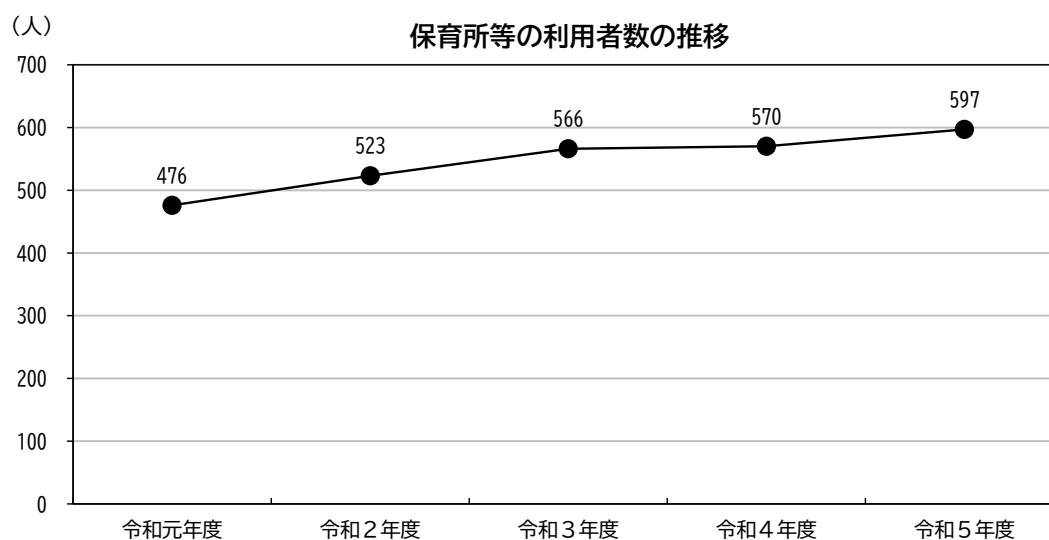


資料：国勢調査

2 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 保育所等の状況

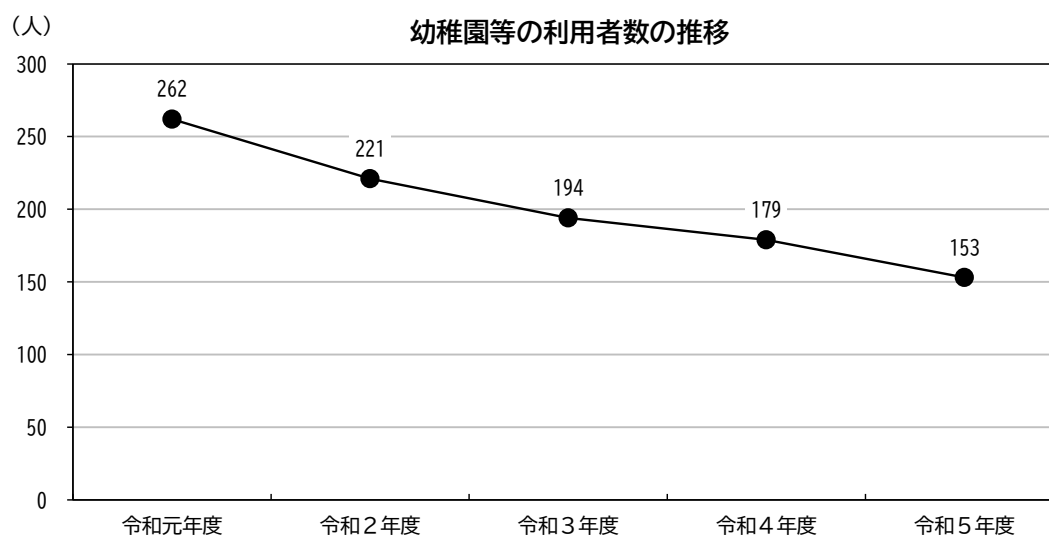
本町の保育所等の利用者数は、年々増加しており令和5年度は597人と令和元年度から121人増加しています。



資料：子ども未来課

(2) 幼稚園等の状況

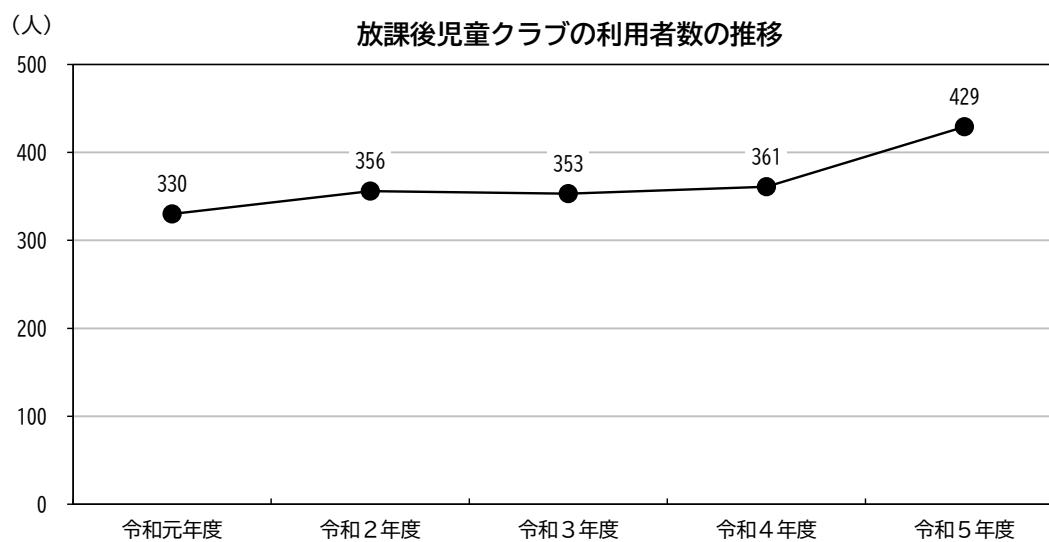
本町の幼稚園等の利用者数は、年々減少しており令和5年度は153人と令和元年度から109人減少しています。



資料：子ども未来課

(3) 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブの利用者数は、年々増加しており令和5年度は429人と令和元年度から99人増加しています。



資料：子ども未来課



3 子ども・子育てに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 3 期境町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、事業計画における事業量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、子どもや子育て家庭の現状と今後の要望等について調査を実施しました。

(2) 調査概要

調査対象	未就学	町内在住で就学前のお子さんのいる保護者
	小学生	町内の小学 1 年生～ 4 年生の保護者
調査方法	未就学	郵送配布、郵送回収
	小学生	小学校にて配布、回収
調査期間	共通	令和 6 年 1 月 24 日（水）～ 2 月 8 日（木）
回収結果	全体	有効回収数 995 件（有効回収率 57.9%）
	未就学	有効回収数 357 件（有効回収率 39.9%）
	小学生	有効回収数 638 件（有効回収率 77.5%）

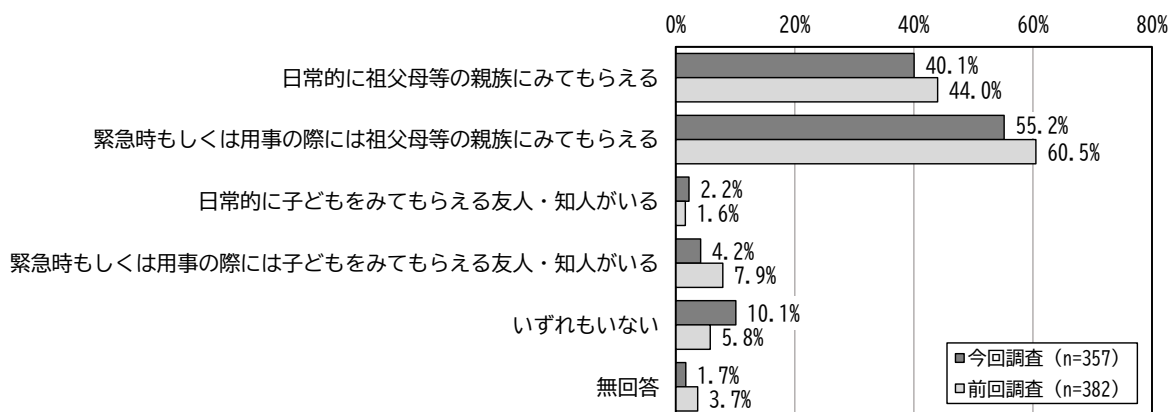
(3) 調査項目

調査名	調査項目
就学前児童調査	1. お住いの地域について 2. お子さんご家族の状況について 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. お子さんの保護者の就労状況について 5. お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について 6. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について 7. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育の利用希望について 8. お子さんが病気の際の対応について 9. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について 10. 小学校就学後の放課後の過ごし方について 11. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について 12. こども誰でも通園制度について 13. ご家庭の状況について
小学生児童調査	1. お住いの地域について 2. お子さんご家族の状況について 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. お子さんの保護者の就労状況について 5. お子さんの放課後の過ごし方について 6. お子さんが病気の際の対応について 7. お子さんの一時預かり等の利用について 8. お子さんの子育てサポーター派遣事業の利用について 9. 子育て支援事業等について 10. ご家族の状況について

(4) 就学前児童調査の主な結果

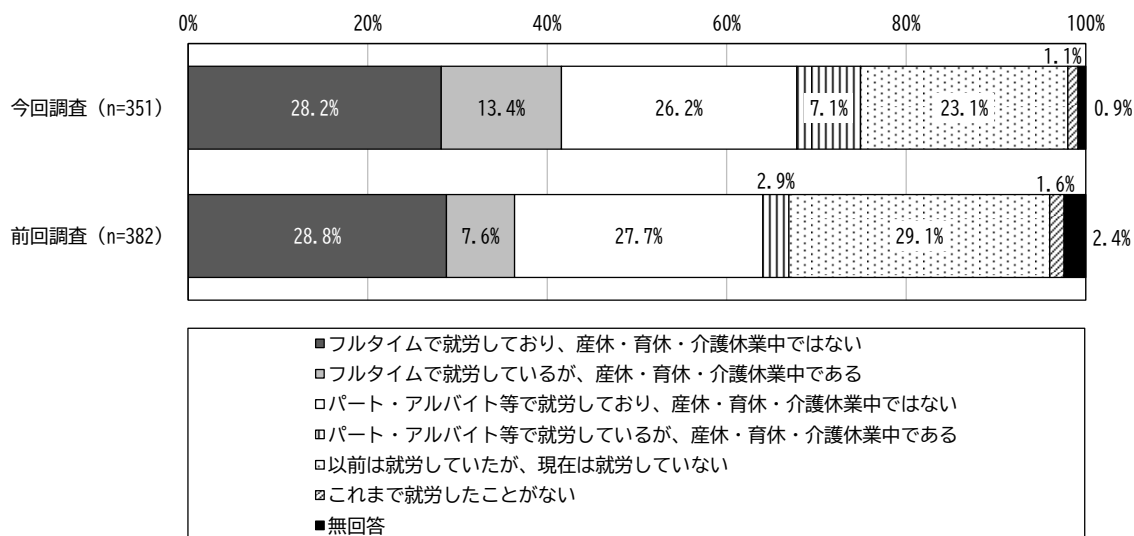
① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.2%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.1%となっており、それぞれ前回調査から減少しています。また、「いずれもない」が前回調査から4.3ポイント増加しています。



② 母親の就労状況（単数回答）

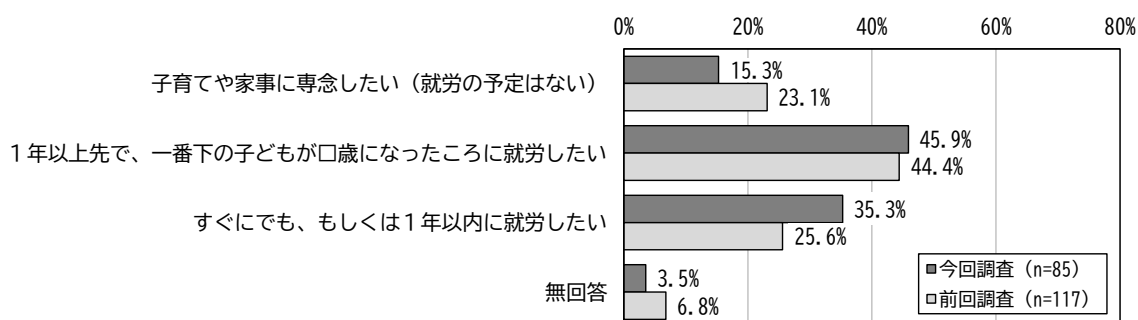
未就学児の母親の就労状況については、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している割合は74.9%と、前回調査と比べて7.9ポイント増加しています。



③ 母親の就労希望（単数回答）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した人の就労希望について、未就学児の母親では「1年以上先で、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が45.9%となっています。

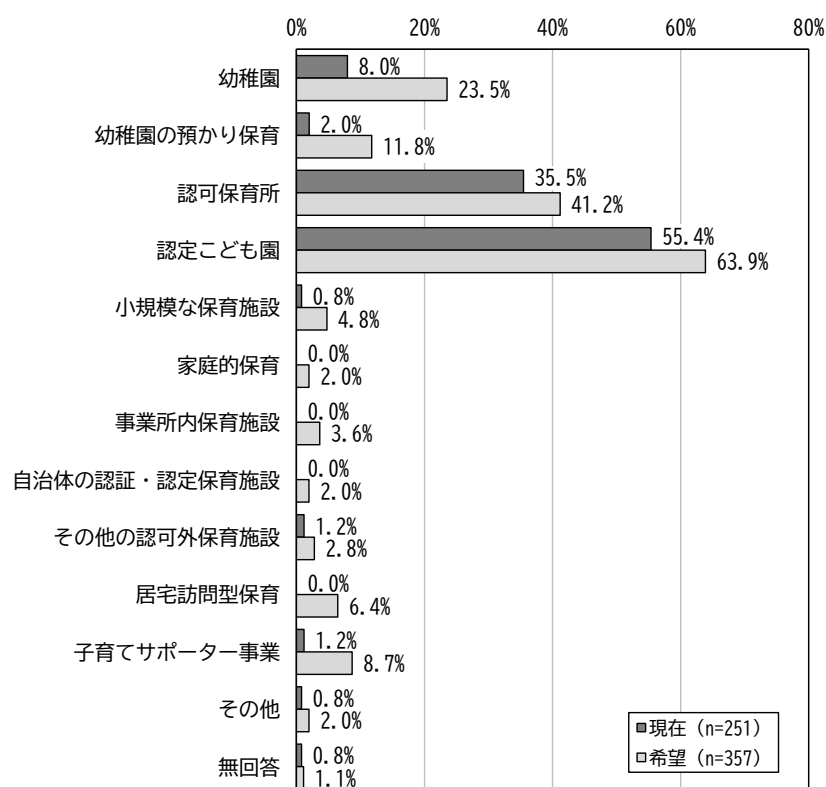
前回調査と比べると、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答する人が減少し、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答する人が9.7ポイント増加しています。



④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の希望（複数回答）

定期的な教育・保育事業を利用している人は70.3%（251人）です。その人が現在利用している事業では、「認定こども園」が55.4%と最も多く、次いで「認可保育所」が35.5%、「幼稚園」が8.0%となっています。

すべての人に伺った、今後利用したい事業では「認定こども園」が63.9%、「認可保育所」が41.2%、「幼稚園」が23.5%となっています。また、「幼稚園の預かり保育」が9.8ポイント、「子育てサポーター事業」が7.5ポイント、それぞれの利用希望が増加しています。



⑤ 事業の認知度

子育て支援事業で『知っている』は、「チャイルドシート購入費の補助」が 92.7%と最も多く、次いで「保育料や保育所等の給食費負担軽減」が 90.2%、「出産祝い品として出生届提出時に「エジソンママ」の育児用品またはスプーンフォークセットをプレゼント」が 89.9%となっています。

『これまでに利用したことがある』は、「20 歳までの医療費助成」「育児用品の購入費用の助成として、3 万円のクーポン券を贈呈」がともに 82.1%となっています。

『今後利用したい』は、「20 歳までの医療費助成」が 86.6%と最も多く、次いで「インフルエンザ予防接種費用 1,000 円助成」85.7%となっています。

事業	知っている		これまでに 利用したことがある		今後利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
① 母親（父親）学級、両親学級、育児学級	70.9%	24.4%	38.7%	54.3%	42.6%	45.7%
② 保健センターの情報・相談事業	81.8%	14.6%	38.1%	54.3%	57.1%	30.5%
③ 家庭教育に関する学級・講座	26.9%	70.0%	3.4%	86.6%	41.7%	46.5%
④ 教育相談センター・教育相談室	38.7%	58.0%	2.8%	85.7%	44.5%	42.9%
⑤ 保育所等の園庭開放・親子登園等	84.0%	10.4%	45.1%	48.2%	54.9%	34.5%
⑥ 幼稚園の園庭開放・親子登園等	76.2%	19.6%	26.1%	65.8%	43.4%	45.4%
⑦ 子育ての総合相談窓口	54.3%	42.3%	7.6%	82.1%	49.9%	37.5%
⑧ 自治体発行の子育て支援情報誌	45.7%	52.4%	22.4%	67.8%	59.9%	28.9%
⑨ 保育料や保育所等の給食費負担軽減	90.2%	6.7%	62.7%	28.3%	82.9%	5.0%
⑩ チャイルドシート購入費の補助	92.7%	3.6%	55.2%	38.4%	65.3%	23.2%
⑪ 第三子以降の出産に対し、 出産奨励金（50 万円）を支給	85.2%	11.5%	28.0%	64.1%	66.1%	21.3%
⑫ 出産祝い品として出生届提出時に「エジソンママ」の育児用品またはスプーンフォークセットをプレゼント	89.9%	3.9%	78.4%	18.5%	72.5%	15.4%
⑬ 母子手帳交付時に授乳服や 授乳用ブラをプレゼント	87.7%	6.4%	75.6%	20.4%	72.8%	15.1%
⑭ 20 歳までの医療費助成	89.1%	7.6%	82.1%	11.2%	86.6%	2.0%
⑮ インフルエンザ予防接種費用 1,000 円助成	70.3%	25.2%	53.5%	40.1%	85.7%	4.8%
⑯ 電子母子手帳（予防接種のスケジュール管理）や子育て応援アプリ（行政サービスの紹介）	80.4%	16.2%	44.5%	48.5%	59.9%	28.3%
⑰ 育児用品の購入費用の助成として、 3 万円のクーポン券を贈呈	86.0%	7.8%	82.1%	14.0%	81.2%	7.3%

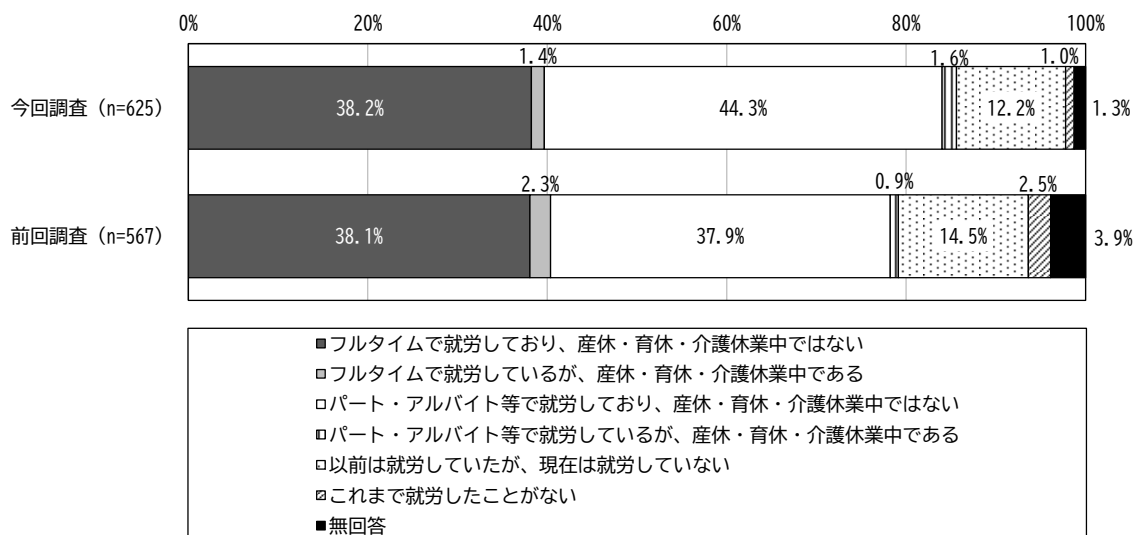
※「無回答」があるため、「はい」「いいえ」の合計は 100%になりません。

(n=357)

(5) 小学生児童調査の主な結果

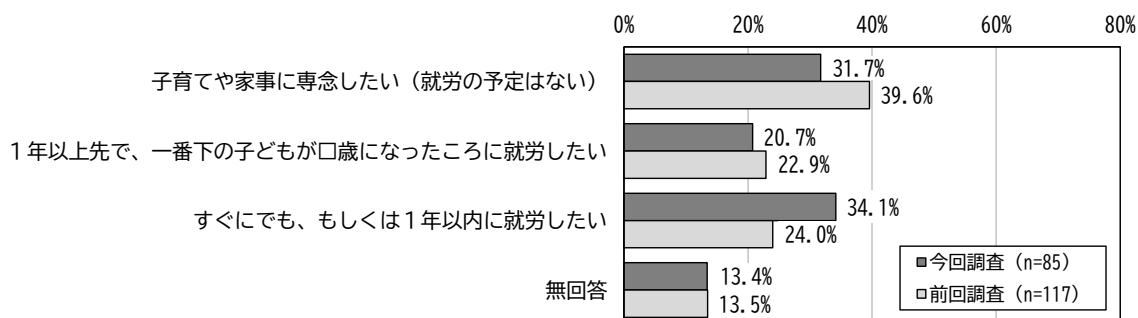
① 母親の就労状況（単数回答）

小学生の母親の就労状況については、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している割合は85.5%と、前回調査と比べて6.3ポイント増加しています。



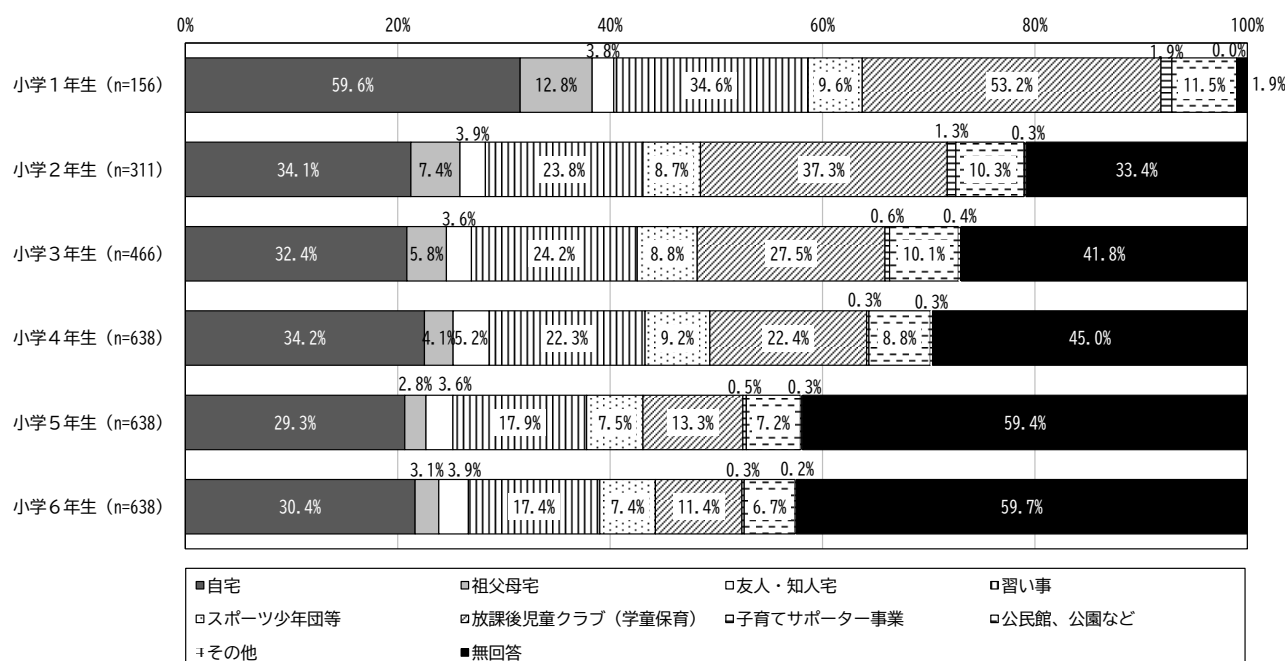
② 母親の就労希望（単数回答）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した人の就労希望について、小学生の母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が34.1%と前回調査と比べると、10.1ポイント増加しています。



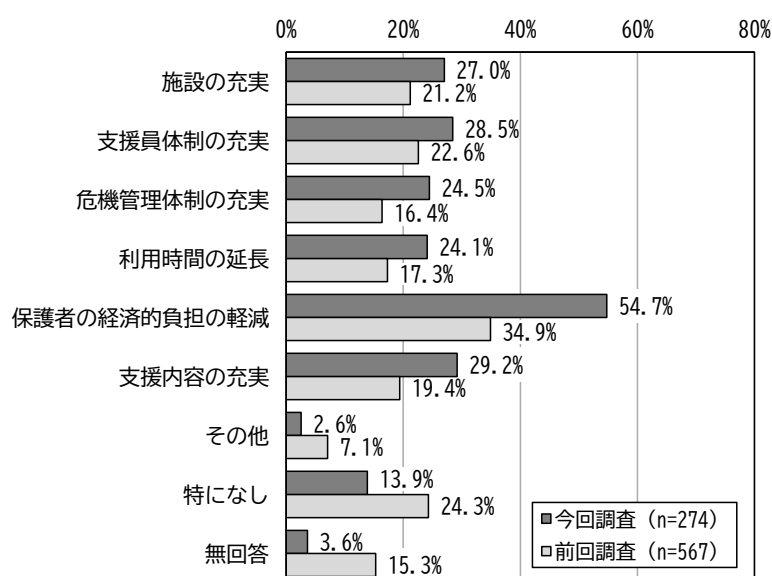
③ 放課後の過ごし方の希望（複数回答）

放課後の過ごし方の希望については、小学1年生のときは「自宅」が59.6%と最も多く、小学2年生では「放課後児童クラブ（学童保育）」が37.3%、小学3年生から6年生では「自宅」と回答する人が最も多くなっています。



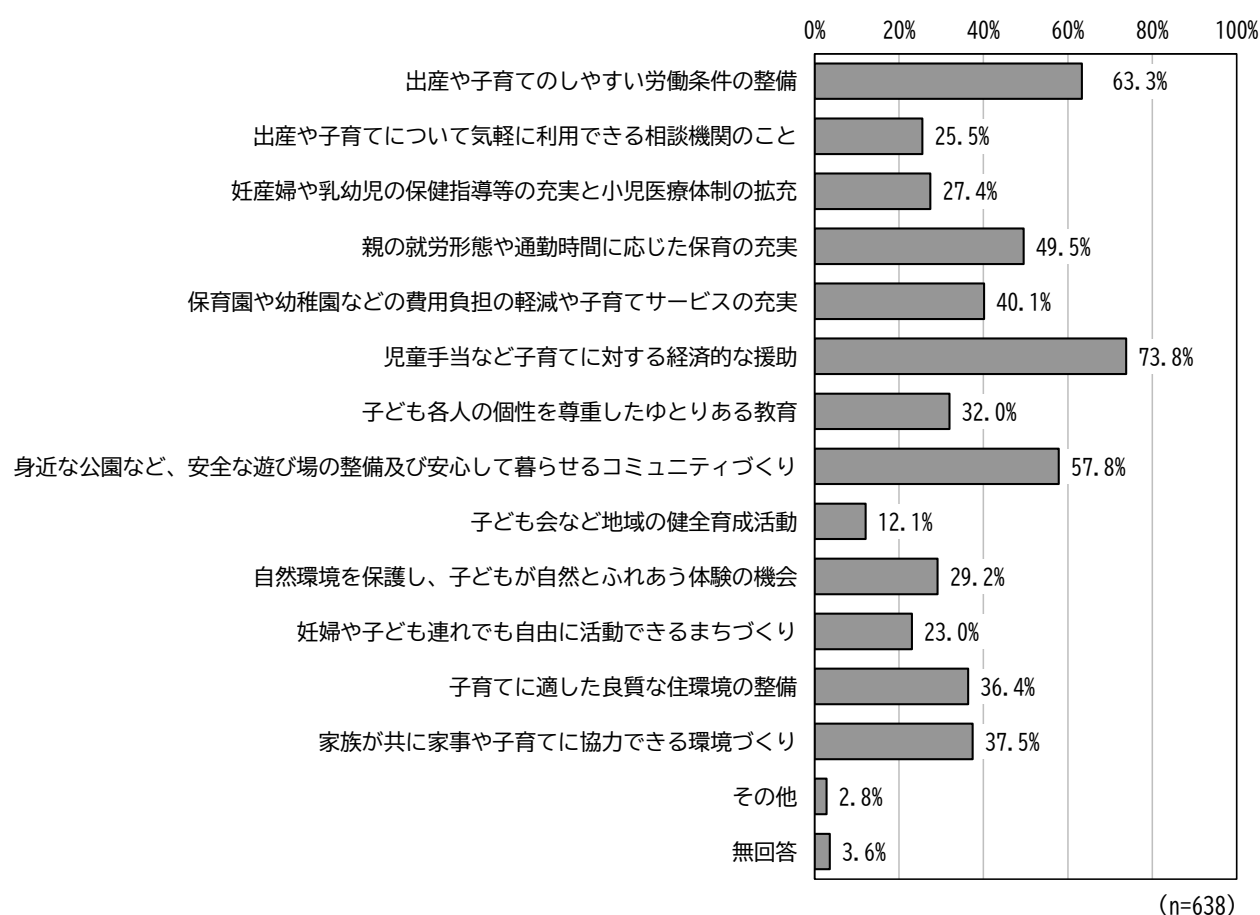
④ 放課後児童クラブに今後望むこと（複数回答）

放課後児童クラブに今後望むことについては、「保護者の経済的負担の軽減」が54.7%と最も多く、前回調査から19.8ポイント増加しています。



⑤ 重点的に取り組むべき子育て支援

子育てがしやすくなるように、国や県・市町村はどのような点に力を入れていくことが大切だと思うかについては、「児童手当など子育てに対する経済的な援助」が73.8%と最も多く、次いで「出産や子育てのしやすい労働条件の整備」が63.3%、「身近な公園など、安全な遊び場の整備及び安心して暮らせるコミュニティづくり」が57.8%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次世代への“かけがえのない一つの生命”を応援する！

第2期計画では、「次世代への“かけがえのない一つの生命（いのち）”を応援する！」を基本理念として掲げ、次世代を担う子どもたちの成長を願う取組に努めてきました。

本計画においても基本理念を継承し、子どもたちが本町の豊かな自然のなかで健やかにのびのびと育ち、親が楽しく子育てをしながら自らも成長できる、温かいまなざしと支え合いのこころにあふれたよりよい子育て環境を目指します。

2 基本方針

本計画では、次の3つの基本方針を掲げ、各施策を推進していきます。

基本方針1 《子どもの育ち・成長の輪》 すべての子どもが愛されて育つ

本町は、子どもの人権を尊重し、豊かな自然の中での体験活動や、高齢者等との交流をとおして正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性が養われる『子どもの育ち』を応援します。

人びとの交流をとおして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支え、すべての家庭がゆとりと安心をもって子育てができるように、温かい地域づくりの形成を目指します。

基本方針2 《親の育ち・愛情の輪》 すべての親が応援されて育つ

本町は、子育てと仕事の両立を実現するための多様なサービスの充実を図るとともに、親同士、親子同士の交流の機会を創りだし、子育てへの負担や不安を解消する精神的な支援を行い、すべての子育て家庭が子どもに愛情を持って接し、ゆとりのある楽しい生活がおくれるよう、『親の育ち』を応援します。

基本方針3 《地域の育ち・交流の輪》 地域全体で親子の成長を応援する

本町は、人びとの交流をとおして連帯の輪を広げ、子育て家庭を地域で支えるとともに、教育・保育施設や道路・居住環境の整備など、ハード面での支援を進め、地域の中で子育てが大事にされ、子どもが健やかに成長できるよう『地域の育ち』を応援します。

3 施策の体系

基本理念を踏まえるとともに、第2期境町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、設定した基本方針毎の取組分野と分野ごとの施策を体系図で示しました。また、第5章以降にこれらの施策に基づく展開を掲載します。

基本理念

次世代への“かけがえのない一つの生命”を応援する！

基本方針

1 すべての子どもが
愛されて育つ

2 すべての親が
応援されて育つ

3 地域全体で親子の
成長を応援する

取組分野

分野1
地域ぐるみの子育て支援

分野2
支える力を大きくするために

分野3
豊かな人間性をはぐくむ
教育環境の整備

分野4
良質な生活環境の整備と
子どもの安全

分野5
職業生活と家庭生活の両立支援

分野6
特にきめ細やかな配慮が
必要な取り組み

取組分野ごとの施策

(1) 地域における子育て支援サービスの充実
(2) 教育・保育サービスの充実
(3) 子育て家庭への相談・情報提供
(4) 子どもの健全な育成支援

(1) 結婚・妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援
(2) 子どもや母親の健康の確保
(3) 食育の推進
(4) 思春期保健対策の充実
(5) 小児医療等の充実

(1) 学校等の教育環境の整備
(2) 地域活動、スポーツ環境の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上

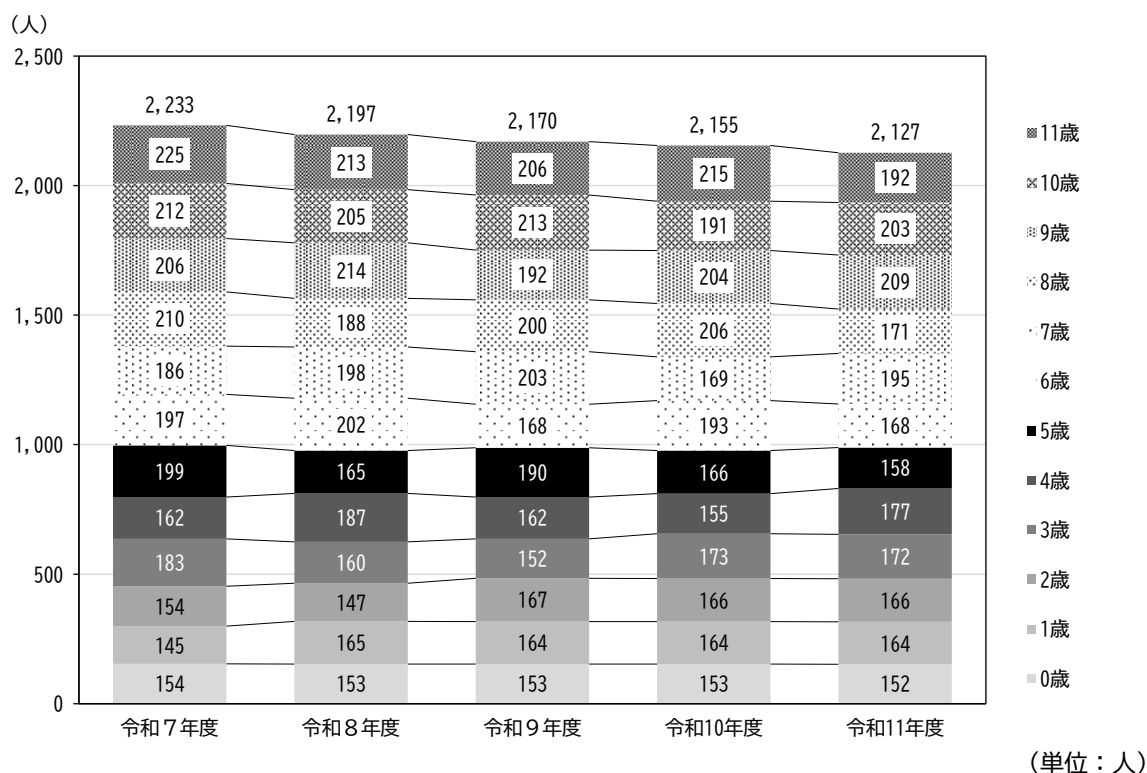
(1) 良質な住宅、良質な居住環境の確保
(2) 道路交通環境の整備、交通安全の確保
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

(1) 多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
(2) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 子どもの権利・人権の尊重
(2) 児童虐待防止、被害にあった子どもの保護
(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
(4) 障害児施策の充実

4 将来の子どもの人口

計画期間（令和7年度から令和11年度）における子どもの人口を、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法を用いて推計し、教育・保育の必要量などの算出の基礎としました。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	154	153	153	153	152
1歳	145	165	164	164	164
2歳	154	147	167	166	166
3歳	183	160	152	173	172
4歳	162	187	162	155	177
5歳	199	165	190	166	158
0～5歳 小計	997	977	988	977	989
6歳	197	202	168	193	168
7歳	186	198	203	169	195
8歳	210	188	200	206	171
9歳	206	214	192	204	209
10歳	212	205	213	191	203
11歳	225	213	206	215	192
6～11歳 小計	1,236	1,220	1,182	1,178	1,138
合計	2,233	2,197	2,170	2,155	2,127

第4章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。

本町では、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている
- ・計画的に対応するための需要推計を設定する
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択する

1 区域 (町全域)	認定こども園	保育所
	5 園	4 園

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等を整備します。また、認可保育所、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

① 認定こども園（1号認定：3歳～5歳児）

認定こども園の利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、認定こども園の施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	154	145	143	140	144
② 確保方策（人）	160	160	160	160	160
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①	6	15	17	20	16

② 保育所（園）など（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	363	341	336	330	338
② 確保方策（人）	380	380	380	380	380
保育所（園）、認定こども園	380	380	380	380	380
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	17	39	44	50	42

③ 保育所（園）など（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	235	242	255	255	255
② 確保方策（人）	245	255	265	265	265
保育所（園）、認定こども園	236	246	256	256	256
地域型保育事業・ 企業主導型保育施設	9	9	9	9	9
②－①	10	13	10	10	10



(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

① 利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）		5,076	5,210	5,423	5,412	5,400
確保方策	（人回）	5,076	5,210	5,423	5,412	5,400
	（か所）	5	5	5	5	5

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	1,623	1,623	1,623	1,623	1,623
確保方策（回）	1,623	1,623	1,623	1,623	1,623
実施方針：県内契約医療機関及び県外契約医療機関にて実施します。また、償還払いでも対応します。					



④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	150	148	146	144	142
確保方策（人）	150	148	146	144	142
実施方針：町保健師と訪問員7名にて実施します。					

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	7	7	7	7	7
確保方策（人）	7	7	7	7	7
実施方針：町保健師にて実施します。					

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	10	10	10	10	10
確保方策（回）	10	10	10	10	10
実施方針：毎月の要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携して取り組みます。					

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		3	3	3	3	3
確保方策	（人日）	3	3	3	3	3
	（か所）	1	1	1	1	1

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	386	381	369	368	356
確保方策（人日）	386	381	369	368	356

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	290	273	269	264	271
確保方策（人日）	290	273	269	264	271
在園児対象型					

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		548	516	508	498	511
確保方策 （人日）	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	548	516	508	498	511
	子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対 応強化事業を除く）	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0



⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	77	76	77	76	77
確保方策（人）	77	76	77	76	77

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

病児について、病院・保育所等に専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		32	31	32	31	32
確保方策（人日）	病児保育事業	32	31	32	31	32
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	452	446	432	430	413
確保方策（人）	453	453	453	453	453

⑫ 産後ケア事業

出産後、家族等から十分な家事育児等の援助が受けられない、また、育児に不安があるお母さんに対して、心身のケアや育児サポート等を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保方策（人）	5	5	5	5	5
実施方針：町内契約医療機関にて実施します。					

⑬ 乳児等通園支援事業

令和8年度から行われる新たな事業です。保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から満3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所などに預けることができる制度です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		0	14	15	15	14
確保方策	（人）	0	14	15	15	14
	（か所）	0	5	5	5	5

⑭ 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		1	1	1	1	1
確保方策（人）		1	1	1	1	1

⑮ 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		0	0	0	0	0
確保方策（人）		0	0	0	0	0

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行うための事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		288	288	288	288	288
確保方策（人）		288	288	288	288	288

⑰ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員（ホームヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	286	286	286	286	286
確保方策（人）	286	286	286	286	286

⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

⑲ 親子関係形成支援事業

児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。



3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が、認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士等との合同研修等に対する支援

認定こども園、幼稚園及び保育所は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言等の支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

② すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策

① 認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や、その後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。認定こども園、幼稚園及び保育所は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や、相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

② 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。認定こども園が運営する放課後児童クラブもあることから、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。



第5章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

分野1 地域ぐるみで子育て支援

子どもは同世代や異世代との交流をととして身近な仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識を形成します。子どもたちが地域社会の中で共通の目標のために、お互いに協力して活動できる事業や遊び場の提供に努めます。また、地域社会に対する関心を高め、その特性や文化などに触れ、愛着を持ってもらえるような事業の促進を図ります。

施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	育児広場	子育て中の親子の交流を支援するため、保健センターの1室を開放し、交流の機会を設ける。	健康推進課
2	子育てネットワーク（みんなあつまれこども広場SKIP）	子育て親子の交流のみならず、育児支援体制の必要性を地域全体に広げ、育児サークルの育成とともに、リーダーの育成を図っていく。	子ども未来課
3	子育てサポーター派遣事業の拡充	子育て家庭を支援する子育てサポーターの育成と利用しやすいシステムの構築を図る。また、ファミリー・サポート・センター設立に向けて拡充を目指す。	子ども未来課
4	地域子育て支援拠点事業	保育園に通園していない地域の親子にも保育所等を開放し、育児相談、子育て親子の交流等を促進し、子育て中の孤独感や不安感の軽減を図ることで保育所の特性を生かしながら、地域の親子への支援を行う。	子ども未来課
5	親子ふれあい拠点の整備・拡充	子育て家庭や子どもたちが気軽に集える地域の居場所として、親子でふれあえる多目的な拠点を整備・拡充を行う。	子ども未来課 関係各課
6	さかい子育て支援センター運営事業	子どもの健やかな育ちを支援し、あわせてスタートアップの創出や成長を促進する。運営に当たっては、指定管理者制度を活用して、民間事業者の視点からキッズスペースやコワーキングスペースの有効活用を図る。	子ども未来課
7	学校施設等の有効活用	学校等の公共施設等を、子どもの交流の場や行事等のほか、PTAの会合などでも有効に活用する。	教育学習課
8	世代間交流の充実	運動会や季節の行事の際に、祖父母や老人ホームのお年寄りを招待し、交流を通して思いやりやいたわりの心を育む。また、いつでも子どもたちと交流できる場を確保する。	教育学習課

NO.	事業名	実施内容	推進主体
9	境町子育てシェアタウン推進事業	株式会社 AsMama に業務委託し、境町専用のコミュニティアプリ「境町子育てシェアタウン」を設置し、アプリの登録者を増やし、交流イベントを実施する。また、境町の子育てを応援する企業である「地域パートナー」、境町の暮らしのサポーターである「シェア・コンシェルジュ」を発掘し、住民同士で繋がりをあえる子育て環境を整備する。	子ども未来課

施策（２）教育・保育サービスの充実

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	一時預かり事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、私的事由等により緊急的・一時的に保育が困難になった際に行う一時預かり事業の充実を図る。	子ども未来課
2	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に合わせ、開所時間 11 時間の前後に延長保育を推進する。	子ども未来課
3	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に合わせ、休日保育を推進する。	子ども未来課
4	病児保育事業	保護者が就労している場合において、子どもが病気等により、自宅での保育が困難な場合に、保育所において一時的に保育を行う病児保育を推進する。	子ども未来課
5	放課後児童クラブの拡充	保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供する。また、支援員の体制強化を図るなど、事業内容を充実させ、児童の健全育成に努める。	子ども未来課
6	認定子ども園の運営支援	教育・保育の需要に応じた定員の確保、地域子ども・子育て支援事業等の充実に向けて民間認定こども園の運営を支援する。	子ども未来課
7	こども未来戦略方針の推進（放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営）	国のこども未来戦略方針に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施について検討する。教育委員会と子ども未来課が連携し、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、放課後子ども総合プランについて推進を図る。	教育学習課 子ども未来課
8	奨学金制度	本人に意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金を貸与する。	教育学習課
9	就学援助制度	経済的な支援が必要な児童生徒の保護者に対し、学用品の購入や修学旅行費など就学に必要な経費の一部援助を行う。	教育学習課

施策（３）子育て家庭への相談・情報提供

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	子育て情報の提供	毎月の広報紙を有効活用するとともに、ホームページを充実させる。また、サービス利用の際に、リーフレット等を用いて情報提供する。	関係各課
2	育児相談	育児広場や乳幼児健診時、電話や面接、家庭訪問等により、気軽に相談ができるような体制を作る。	健康推進課
3	乳幼児の事故防止	誤飲などの事故を防止するため、ポスターの掲示や乳幼児健診時にパンフレットを配布するなど、乳幼児を持つ家庭等に対し、啓発活動をおこなう。	健康推進課
4	保育・児童相談	子育て支援や各種保育サービスに対する相談や子育ての不安などの軽減などに対応する。	子ども未来課
5	「子育て応援ブック」の作成	子育てに関する情報を一元化し、こんにちは赤ちゃん訪問時に冊子を配布する。	子ども未来課
6	子育て相談の拡充	インターネットにより自由に相談でき、また意見交換ができるネットワークを整備する。また、相談等に対応する教育・保育施設、小学校等との連携、専門職員の確保により資質の向上に努める。	子ども未来課 関係各課

施策（４）子どもの健全な育成支援

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	子ども会育成連合会活動の充実	研修会や講習会に参加を呼びかけ活動への理解と加入を促進する。また、他市町村の情報等を生かし、子ども会の充実を図る。	教育学習課
2	子ども会安全会の普及	安全会の加入については、幼児及び中学生、指導者の加入が低いと、加入を呼びかけるとともに、活動時の事故防止対策に努める。	教育学習課
3	子ども会育成連合会リーダー育成	参加体験型のプログラムなどを取り入れ、幼児から大人までが楽しく研修できる内容を検討する。	教育学習課
4	境町高校生会「CLOVER」の育成	高校生の自主的な活動により会員相互の親睦を図るとともに、小中学生の学校外活動や町主催の生涯学習関連事業への協力、さらには県立さしま少年自然の家事業への協力など、自主的なボランティア活動を実践する。	教育学習課
5	生徒指導連絡協議会「地域組織の連携」	各小中学校の先生、青少年健全育成さかい町民の会、青少年相談員、主任児童委員、適応指導教室、スクールカウンセラー等が、学期ごとに情報交換し児童生徒の健全育成に総合的に努める。	教育学習課

分野2 支える力を大きくするために

深刻な少子化問題に直面している状況を受け、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の周知など、結婚・妊娠・出産を望む方が希望をかなえられるようなきめ細かな「切れ目ない支援」の充実を図ります。

母子の健康管理が適正に行えるよう、保健・医療体制の確保に努め、今後も小児医療体制の拡充や母子健康管理の確保を推進し、母子ともに健康で充実した生活が送れるよう支援の充実を図ります。

子どもの健康教育として、正しい生活習慣を身に付けるために、実習や体験を通して基本となる「食」への関心を高め、子どもが健やかに育つ環境を整備します。

また、身体面と精神面の発達と変化が著しい思春期における性的教育や健康教育を充実させ、心身ともに健やかな成長を支援します。

施策（1）結婚・妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	県マリッジサポーターの活用・支援	いばらき出会いサポートセンター及び県、ならびにNPO法人バル・サポートなどの関係機関が連携し、マリッジサポーターの募集と若者の出会いの相談や仲介などの活動を支援する。	地方創生課 関係各課
2	結婚新生活支援補助金	結婚に伴う住宅賃借・取得経費や、引越しに係る経費に対する支援を行う。	地方創生課
3	元気なからだ応援プロジェクト	母子ともに元気なからだを作ることを目的に、女性に不足しがちなビタミン・ミネラルを補うサプリメントを婚姻届提出時に配付する。	健康推進課
4	県不妊専門相談センターの活用	不妊で悩む方への情報提供のため、不妊に関する情報をホームページに掲載したり、ポスターやパンフレットの掲示を行う。	健康推進課
5	母子健康手帳の交付・妊婦相談・アンケートの実施	母子健康手帳の交付時に、妊婦の健康状態の確認や指導とともに、健診や事業の情報提供、相談に応じている（入籍前の相談にも応じている）。交付時に得た情報を活用し、出産後の養育支援計画を作成している。	健康推進課
6	初回産科受診料助成事業	妊婦の経済的な負担を減らすために、住民税非課税世帯または同様の所得水準にあり、産科の初回受診で妊娠を確認した妊婦さんを対象に産科の窓口で支払った自己負担額を一万円を限度に償還払いで助成する。	健康推進課
7	多胎妊婦健康診査助成事業	多胎（ふたご・三つ子等）妊婦の健康保持と胎児の健やかな発育を支援するため、妊婦健康診査14回分に追加して、15回～19回の健診費用の助成を行う。	健康推進課
8	母親教室	妊婦を対象に母親教室を開催し、1コース2回行う等、充実したメニュー作りを進め、併せて、出産後の子育ての仲間づくりができる環境を作ること出産育児の不安解消を図る。	健康推進課

NO.	事業名	実施内容	推進主体
9	パパママお助けヘルパー	母子手帳取得後から産後1年未満の妊産婦を対象に、ヘルパーさん等がご自宅を訪問し、家事や育児の援助を行う。	健康推進課
10	新生児記念品給付事業	出産記念として、新生児の出生届時に記念品の贈呈を行ない、健やかな成長、育児の喜びの関心を高める。	子ども未来課
11	さかい mama ケア事業	産後1年までの赤ちゃんがいる母親が対象。赤ちゃんとも母親と一緒にヨガ等の体験、育児相談、ママ友との交流など、産後の母親達がリフレッシュできるひと時を提供する。	健康推進課
12	児童手当	高校生年代までのお子さんを養育している方に対し手当を支給する。	子ども未来課
13	産後ケア事業	①原則出産後1歳未満の母子 ②家族などから家事・育児等の十分な援助が受けられない産婦 ③体調不良・育児不安がある産婦 ①～③いずれかに該当になる母子が対象で、委託医療機関にて宿泊・訪問・日帰りで心身のケア、授乳、沐浴、育児相談等を行う。所得に応じ、利用料負担有。	健康推進課
14	1か月児健康診査費用助成事業	医療機関での生後1か月児健康診査への助成を5,605円(税込)まで行う。	健康推進課
15	ブックスタート事業	赤ちゃんとも保護者が絵本を通じて、親子の「ふれあい」や「絆」を深めるきっかけづくりを目的として、絵本をプレゼントする。	健康推進課
16	子育て出産奨励金支給事業	第3子以上の児童の出産を奨励し、金銭的援助を行うことにより、少子化進行への対策、多子家庭の経済的負担の軽減を図る。	子ども未来課
17	赤ちゃん紙おむつ等購入費助成事業	乳児を養育する保護者等に対し、紙おむつ等の育児に要する用品の購入費用の一部を助成する。	子ども未来課
18	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師・看護師等の専門知識を有する訪問相談員を派遣することにより、子育て支援情報の提供、親子の心身の状況や養育状況の把握に努め、子育て家庭への相談支援体制の充実を図る。	健康推進課
19	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等により把握した、支援が必要なケースにおいては、更なる訪問を実施し専門的な養育支援を推進、支援体制の充実を図る。	健康推進課
20	フォロー児相談、乳幼児家庭訪問指導	乳幼児健診等で経過観察が必要と判断された児を対象に、面接による発育発達チェックや家庭訪問等を実施し、フォロー体制を整える。	健康推進課
21	子育て支援サポート事業	妊産婦に対する産前産後の育児支援として、妊娠期から産後の授乳期まで使用できる授乳服及び授乳用ブラの提供を図るとともに、育児不安等を解消するため講座等を開催する。	子ども未来課

施策（２）子どもや母親の健康の確保

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	妊婦委託健康診査	安全な妊娠、出産のため、妊娠健診 14 回の助成を行い、経済的な負担軽減に努める。併せて、医療機関と連携し、健診の未受診を防ぐ。	健康推進課
2	妊産婦家庭訪問指導	妊婦健康診査や健康相談等で把握した、支援が必要な家庭に対して訪問指導を行う等、ハイリスク妊産婦への支援をより充実させる。	健康推進課
3	産婦健康診査費助成事業	産後うつ等の早期発見、早期介入を目的として、産後 2 週間と産後 1 か月に実施する産婦健康診査に係る費用を助成する。	健康推進課
4	産前・産後サポート事業	出産後おおむね 4 ～ 6 か月までの支援を必要とする母親に対し、町内にある施設において、助産師等が支援を提供する。	健康推進課
5	新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期対応を図ることを目的に新生児聴覚検査に係る費用を助成する。	健康推進課
6	乳児委託健康診査	委託医療機関で実施する 3-6 か月、9-11 か月の乳児健診について健診費用を助成する。健診結果に応じた指導・支援を行う。	健康推進課
7	乳幼児集団健康診査	集団健診を小児医等の協力のもと実施し、乳幼児の発育・発達の確認、育児相談指導等を行う。	健康推進課
8	歯科健診	1 歳 6 か月児・3 歳児健診時に、歯科健診も行うことで、口腔内の健康状態を把握し、虫歯の早期発見、予防を図る。また、平成 30 年より 2 歳児歯科健診も開始。歯科医による診察のほか、歯科衛生士によるブラッシングの指導を行う。	健康推進課
9	予防接種	予防接種対象者へ接種開始 1 ヶ月前に予診票とワクチン説明書を個別に通知する等、接種勧奨を行い、接種漏れを防ぐ。	健康推進課
10	主食・副食費の補助	保育施設に入所している児童に係る給食費を所得制限なく主食費 800 円・副食費 4,500 円を上限に補助する。	子ども未来課
11	第 2 子以降無償化	保育施設に入所している第 2 子以降の児童に係る保育料を、所得制限なく全額補助する。	子ども未来課
12	境町こども食堂	子どもが「ちゃんとした食事」を安心して食べられる場所を提供し、地域全体で子どもを見守ることを目的として、お弁当の無料配布を行う。	まちづくり推進課
13	助産師相談	S-WORK+KIDS にて、助産師による子どもの身長体重測定及び育児相談を実施する。	子ども未来課

施策（３）食育の推進

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	手づくりおやつ教室	保育園・幼稚園児の年中から就学前の子どもと保護者を対象に、体にやさしい手作りおやつを親子で一緒に作る場を設け、子どもの食生活を教える機会とする。	健康推進課
2	親子料理教室	小学生の親子を対象に、親子で一緒に料理を作る機会を設け、正しい食生活への理解や食への感謝の気持ちなど、食の大切さを伝える。	食生活改善推進協議会
3	保育園食育教室	食生活改善推進員が保育園で出前講座を行い、園児に対して紙芝居やクイズ等で食の大切さや栄養バランスのよい食事について伝える。	食生活改善推進協議会
4	中学生の食育教室	中学生を対象に、地産地消や地域の食文化を伝えるための調理実習を行う。	食生活改善推進協議会
5	栄養相談	乳幼児健診時に限らず、随時、食事等栄養に関する相談を受ける。また、3か月健診時に離乳食の見本を展示し、作り方・与え方の指導を行う。	健康推進課
6	地元農産物の活用	地元産米・麦・野菜を使った献立の提供、給食の喫食時間を使って小学3年生全員を対象に「旬いで野菜当てクイズ」や野菜摂取の効果をテーマにした紙芝居をしている。	給食センター
7	思春期食育推進	将来にわたり健康的な生活を送るため、正しい食への理解と食習慣を身につけることができるよう、栄養教室の充実を図る。	健康推進課

施策（４）思春期保健対策の充実

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	赤ちゃんふれあい 体験	育児中の母親からの講話や、実際に乳児と接することで、命の大切さを学び、自己の成長を再認識する機会を確保する。	子ども未来課
2	思春期教育	思春期をむかえた小中学生を対象に思春期教育を行う。さらに、包括的な思春期教育の充実を進める。	教育学習課
3	思春期の心のケア	心が不安定になっている児童生徒に対する相談や、家庭内に引きこもっている児童生徒及び保護者に対して適応指導教室の周知や相談活動を通して支援する。	教育学習課
4	薬物乱用防止教室	市内の小中学校で、子どもたちに薬物と健康との関わりについて、正しく理解するため、「薬物乱用防止教室」を開催する。	教育学習課

施策（５）小児医療等の充実

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	医療福祉制度（マル福） 境町医療費助成制度（マル境）	広報活動を充実させ制度の周知を図る。	保険年金課
2	休日夜間輪番制	西南広域での医療機関で実施している小児救急輪番制事業をするとともに、町ホームページや広報誌などで周知を図る。	健康推進課 関係各課
3	境町医療費助成事業	0歳から高校3年生までの子ども及び20歳までの学生に対し、医療費の助成（無料）を行う。	保険年金課
4	小児用インフルエンザ予防接種費用の一部助成	子どものインフルエンザ予防接種について、費用の一部を負担する。協力医療機関で接種した際に、会計時、助成額（1,000円）を差し引く。	健康推進課
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	子どもの流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）予防接種について、費用の一部を負担する。協力医療機関で接種した際に、会計時、助成額（3,000円）を差し引く。	健康推進課



分野3 豊かな人間性をはぐくむ教育環境の整備

学校等における教育環境について、子どもの学習能力の向上、教育者の資質向上を図るとともに、家庭における子どもが生活していく上で基盤となる生活習慣やコミュニケーション能力の向上を図る支援を行います。

また、家庭や地域と連携して体験学習や相談体制の充実を図り、地域ぐるみで教育力の向上を目指します。

施策（１）学校等の教育環境の整備

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	豊かな人間性を育む学校教育	総合的な学習の時間等を活用して、環境、情報、福祉、国際理解教育等、一人ひとりの能力や個性に応じた豊かな人間性を育む教育を推進する。	教育学習課
2	いじめ問題フォーラム・人権教育の推進	不登校・いじめなどの未然防止、早期解決にむけた取組の推進に対して、スクールカウンセラーを派遣し、学校における対応や教員の資質の向上に努める。また、いじめや差別等をなくす人権教育を推進する。	教育学習課
3	地域外部人材「ゲストティーチャー」活用	学校教育全般にわたり、外部人材バンクを育成し学校の授業等での活用を進める。	教育学習課
4	適応指導教室「フレンドスクール」	学校生活に適応しにくい児童生徒の心のケアを行い、教科指導とともに、小集団生活を経験する中で仲間意識や集団に対する抵抗感を軽減し、学校への復帰・日常生活への意欲を援助する。	教育学習課
5	子ども教育相談	電話、面接、訪問により、不登校、いじめ、就学等で悩む児童生徒及び家庭への相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。	教育学習課
6	ＴＴ及び介助体制の整備	学習指導の改善及び充実を図るとともに、きめ細やかな指導及び効果的な授業を展開するため、適切な人的配置をする。	教育学習課
7	英語活動の授業拡充	A L Tによる小学校における国際理解教育を推進し、英語活動を通じて知識や技術を向上させる。	教育学習課
8	中学生職場体験	町内を中心とした、職場、事業所などの協力を得て、職場体験学習を実施し、社会人としての生き方やルールを学ぶ機会を提供する。	教育学習課

施策（２）地域活動、スポーツ環境の整備

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	学校外活動推進事業	未来を担う子どもたちを健やかに育むために、家庭や地域社会において、子どもたちが自分の行動を自ら考え、主体的に活動する遊びや自然体験や社会体験を実践していく。	教育学習課
2	高校生ボランティア	高校生等に小中学生の学校外活動や生涯学習関連事業への参加を要請し、活躍の場を提供する。また、今後は高校生のみならず、幅広い年齢層に対しても参加を呼びかける。	教育学習課
3	「家庭の日」啓発促進	家庭の日による親と子のふれあいを高め、関連行事の紹介や参加を呼びかけ家族の意義の周知啓発を進める。	子ども未来課 関係機関
4	さかいつ子未来塾	学校や地域と協力して、学校の教室や公民館等を活用し、子どもたちの放課後における安全・安心な居場所づくりを提供する。	教育学習課
5	親子短期講座（絵画・陶芸等）	幼少の頃から絵画や陶芸、音楽などの文化芸術に関わり、興味関心を高め、また、親子のふれあいの場ともなるように対象者の拡大を図る。	教育学習課
6	親子スポーツ教室	一般町民を対象にしているスポーツ教室を段階的に拡大していき、各スポーツ団体と連携してスポーツに親しむ機会を地域ぐるみで推進する。	教育学習課

施策（３）家庭や地域の教育力の向上

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	家庭教育学級	家庭教育のあり方を学ぶために、小中学校の新１年生保護者を対象に学校ごとに開催している。今後も実施内容を工夫し家庭教育の重要性を深めた事業推進を図る。	教育学習課
2	訪問型家庭教育支援事業（家庭教育ピンポン・サポート）	課題を抱えながらも、自ら保護者向けの学びの場や相談の場に出向くことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭支援チームが支援を届け、保護者への支援を通して子どもの育ちを支えていく。	教育学習課

分野4 良質な生活環境の整備と子どもの安全

子どものいる家庭が快適な生活を営むため、良質な住居と周辺環境の整備を進めます。また、子どもたちが安全に出かけることができる道路交通環境の整備を図るとともに、交通安全教育などの交通ルールやマナーの啓発を行います。

近年普及している携帯電話やインターネットでは、有害サイトなどによる子どもたちへの影響が問題となっています。こうした有害情報や犯罪から子どもたちを守るため、地域や家庭と連携した防犯活動の強化や防犯灯、防犯カメラ等の整備など、ハードとソフト両面でのまちづくりを推進します。

施策（１）良質な住宅、良好な居住環境の確保

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	境町住宅管理事業 「子育て家庭への支援」	町営住宅、定住促進住宅、地域優良賃貸住宅の維持管理の充実と子育て世帯の入居支援の充実を図る。	地方創生課 財務課
2	定住促進住宅 「アイレットハウス」	境町に移住・定住を希望する子育て世帯・新婚世帯向けに、PFI方式を活用し、マンションタイプ及び戸建タイプの賃貸住宅を整備し提供する。子育て世帯・新婚世帯など世帯要件を満たし、所得基準にあてはまる方は、減額後の家賃で入居することが可能となっている。	地方創生課
3	定住促進住宅 「サンコーポラス長田」	境町に移住・定住を希望する世帯向けに、リノベーションしたマンションタイプの賃貸住宅を整備し提供する。町外からの移住者で世帯主が45歳以下かつ中学生以下の子どもがいる世帯は、子ども1人あたり5,000円（上限15,000円）を上限に家賃を減額して入居することが可能となっている。	財務課
4	子育て世帯等定住促進奨励金	子育て世帯・新婚世帯で住宅を取得した世帯に対し、50万円の奨励金を交付する。	地方創生課
5	民間賃貸住宅家賃助成金	子育て世帯・新婚世帯の転入者で民間賃貸住宅に住む世帯に対し、月額15,000円（最大24か月）の家賃助成を行う。	地方創生課
6	自然環境の保全・活用	「境町環境基本条例」等に基づき、良好な自然や水辺環境を保全する。また、地域や学校等と連携し、環境教育やふれあい体験の場に活用する。	防災安全課 関係各課
7	公園整備・管理の充実	公園等に設置された遊具の定期点検を実施し、常に良好な状態を維持することで安全安心な遊び場を確保する。	都市計画課 関係各課
8	有害環境の除去	茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づき、青少年を有害環境から守るため、有害な屋外広告物の除去や、青少年に関係の深い店舗への立入調査等を行い、良好な社会環境づくりに努める。	教育学習課 都市計画課

施策（２）道路交通環境の整備、交通安全の確保

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	安全マップ作成	安全マップの作成を小学校で推進し、その指導や援助を行う中で、安全危機管理のできる応用力や、地域への愛着を芽生えさせる。	教育学習課
2	交通安全教育	年間計画を立て町内の各小中学校や保育園等において専門的な研修を受けた指導員が、交通安全教室を開催する。	防災安全課 関係機関
3	通学環境の整備	交通安全関係団体と連携のもと交通安全施設及びバス通学の定期的、また計画的な改善措置を講じていく。	防災安全課 教育学習課 関係機関
4	チャイルドシート購入補助	チャイルドシート着用の普及推進を図り、児童の安全対策に努めるための助成制度の充実を図る。	子ども未来課
5	交通安全に関する普及啓発	交通安全運動における啓発活動の実施や小中学校を対象とした交通安全に関するポスターなどの募集などにより、交通安全の意識の啓発を行う。	防災安全課

施策（３）子どもを犯罪等の被害から守るための活動

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	子どもを守る 110 番の家	小中学生に対し、「子どもを守る 110 番の家」を周知し、地域社会の協力による通学路での緊急避難場所の確保に努める。	教育学習課
2	校外パトロール	各学校の P T A や教師による巡回パトロールなど関係機関と連携して、児童生徒の安全確保に努める。	教育学習課
3	防犯パトロール	防犯協会または行政区パトロール隊が犯罪の発生を未然に防ぐため継続的にパトロール活動を行う。	防災安全課
4	境地区 セーフティー・マイ・タウンチーム境班	境警察署や防犯協会等関係機関と連携しキャンペーン等を実施し、防犯活動の充実を図る。	防災安全課 関係機関
5	防犯ブザーの携帯	犯罪から子どもたちを守るため、小学生と女子中学生に携帯させ、安全対策を講じる。	教育学習課
6	小中学校の防犯、安全対策	防犯カメラの設置をするとともに、来校者の記名や名札着用を義務づける。夜間及び休日等については、警備委託し校舎の安全対策に努める。また、防犯メールの配信等、広域的な不審者情報の早期提供に努める。	教育学習課
7	地域自警団組織の推進	住民総ぐるみで犯罪の未然防止に取り組むため、地域あるいは行政区単位で自警団的な組織推進を図る。	防災安全課
8	街路灯の設置	危険場所への安全対策として街路灯設置や、犯罪抑止対策として防犯カメラ設置に努め、安心なまちづくりを進める。	防災安全課
9	携帯電話教育事業	有害情報に接触する危険性や使用時のマナー等について、トラブルを防ぐための適切な教育を家庭及び学校で実施していく。	教育学習課

分野5 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の就業率上昇に伴い、国や地域、社会で男女共同参画を目指す取組が求められています。男女が子育てを分担・協力しながら、職業と家庭のバランスのとれた生活の実現に向けて柔軟な就労環境の整備を進めるとともに、母親が就労する際の子育て支援の充実や、事業者に育児休業や再雇用等の子育て支援制度の周知と普及に努めます。

施策（１）多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	男女共同参画プランの推進	男女共同参画プランに基づき、家庭や地域・職場における男女平等の推進、意識の高揚啓発を図る。	人権・協働 ハーモニー室 関係各課
2	男性の育児参加「両親学級」	母親教室の中に父親が参加できるメニューを加える等、両親学級と兼ねる形で実施し、父親への育児参加を促す。	健康推進課
3	ハローワーク等の連携	ハローワークや関係機関と連携して、出産、育児で一旦仕事をやめた人等を含めた再就職や技術習得を支援する。	まちづくり推進課 社会福祉課 関係機関
4	ママ・パパ就職相談	月1回、子育て中の方を対象に、ハローワーク古河による出張相談を開催し、仕事と家庭の両立を目指す人の就職を支援する。	子ども未来課

施策（２）仕事と子育ての両立の推進

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	「ファミリー・サポート・センター」の設立	住民相互扶助活動の「子育てサポーター派遣事業」の利用拡大を進め、緊急時の育児支援を図る。また、会員を拡充し、ファミリー・サポート・センター設立を目指す。	子ども未来課
2	育児休業等制度の周知と活用	育児休業制度の周知を図り、商工会との連携により各事業所への取組の普及を推進するとともに、制度期間中における子育てライフの充実を促進する。	まちづくり推進課 関係機関 総務課
3	短時間勤務制度の導入等働きやすい職場環境の普及	働きながら育児をすることを容易にするため、3歳未満の子を養育する従業員に対する短時間勤務等の措置を講ずる制度の啓発普及を行う。	まちづくり推進課 関係機関
4	再就職・再雇用の啓発、普及	妊娠、出産、育児等のため退職した女性が再就職できるよう再雇用制度の啓発普及を行う。	まちづくり推進課 関係機関
5	さかい子育て支援センター S-WORK+KIDS	子育て世帯のパパママが子どもと一緒に利用できるコワーキングスペース完備。施設内には、子どもを安心して遊ばせられるスペースもあり、仕事と子育ての両立を支援する。	子ども未来課
6	ワーク・ライフ・バランスの啓発	町民を対象に、広報紙やホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。	人権・協働 ハーモニー室

分野6 特にきめ細やかな配慮が必要な取り組み

地域コミュニティの希薄化、近年増加している離婚等に伴うひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は複雑化しています。

特に、児童虐待に結びつくような子育てに不安の見られる家庭に対して、未然防止から被害にあった子どもの心身のケアまで、幅広い支援と地域の協力を図ります。

また、ひとり親家庭に対しては、生活支援から教育・保育サービスの提供、就労支援まで、家庭の自立に向けた環境づくりを推進します。

障害を抱えた児童に対しては、早期発見とともに、きめ細やかな指導・養育ができる体制を整備し、地域住民の理解を深め、障害児の生活向上に努めます。

施策（１）子どもの権利・人権の尊重

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	子どもの権利・人権の尊重について、リーフレット等を配布して、啓発活動を行う。また、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容の啓発を図る。	子ども未来課 人権・協働 ハーモニー室
2	こどもの人権相談窓口の情報提供	「こどもの人権相談」について、広報誌・ホームページ・各学校にチラシを設置し、情報提供を行う。	人権・協働 ハーモニー室

施策（２）児童虐待防止、被害にあった子どもの保護

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	民生委員児童委員、主任児童委員との連携強化	地域の情報について、児童相談所、健康推進課、保育園や認定こども園、教育委員会等と連絡連携を図り、虐待防止を図る。	社会福祉課 子ども未来課
2	児童虐待防止ネットワークの拡充	要保護児童対策地域協議会を中心とし、「児童虐待防止ネットワーク」の拡充を図る。	子ども未来課
3	虐待ケースの支援	被害にあった子どものケアや親子の再統合等の問題を抱える家庭においては、児童相談所や医療機関との連携を深め心のケア、支援方策の協議体制の充実を図る。	子ども未来課 関係機関
4	DV被害者の支援	配偶者への虐待は重大な人権侵害であり、子どもを含む家族を関係機関と連携した支援により早期手続きを図り、自立支援を促す。	社会福祉課 子ども未来課 人権・協働 ハーモニー室
5	DV防止啓発事業	DV防止のための啓発活動を行う。	人権・協働 ハーモニー室

施策（３）ひとり親家庭等の自立支援の推進

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	ひとり親家庭等の日常生活の支援	ひとり親家庭等の子どもの健全な育成をめざし、就園、就学上の援助や経済負担を軽減する制度の周知活用に努める。	子ども未来課
2	境町母子（父子）寡婦福祉会の育成支援	ひとり親家庭の自立支援や交流事業を促進し、明るい家庭構築を目指す取組を実施する団体への育成支援を図る。	子ども未来課
3	児童扶養手当	離婚や死別などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、手当を支給する。	子ども未来課

施策（４）障害児施策の充実

NO.	事業名	実施内容	推進主体
1	障害児・者支援の充実	境町障害者計画・境町障害福祉計画・境町障害児福祉計画に基づき、学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障害のある子ども達にとって生活しやすい環境を作るとともに、家庭への適切な援助を行う。	社会福祉課
2	障害児・者家庭への経済的支援と負担軽減	障害児のいる家庭に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、医療費助成等、経済的支援の充実と税制上の軽減措置、交通機関割引制度等の軽減制度の周知を図る。	社会福祉課 関係各課
3	障害児・者相談の充実	子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、専門の相談員を配置し、身体的・知的などの障害者相談の充実を図る。	社会福祉課 関係機関
4	療育支援体制の確保	早期療育体制を確保するため、集団（個別）指導等を実施するほか、療育環境を整える。目的別に「すこやか教室」「親子相談」「発達相談」を実施する。	健康推進課
5	障害児保育の充実	専門家による巡回指導及び相談の導入、健康推進課との連携により、質の向上を図る。また、障害児を受入れる教育・保育施設、放課後児童クラブを拡大する。	子ども未来課
6	障害児教育の充実	学校における特別支援教育を推進するため、校内体制の整備を推進する。また、就学指導の充実や介助員の設置、教職員等の知識・技能の向上など学びやすい教育環境の整備を図る。	教育学習課
7	発達障害児支援の充実	学習障害・高機能自閉症や、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある子どもの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりを進める。	教育学習課 健康推進課 社会福祉課 子ども未来課

N0.	事業名	実施内容	推進主体
8	障害児通所支援・児童発達支援	障害児や発達に心配がある子どもに療育を提供し、生活能力の向上や社会との交流促進を図る。	社会福祉課
9	障害児の一時預かり	障害児の家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図ることを目的として、日中一時支援事業などを行う。	社会福祉課
10	「境町心身障害児者父母の会」及び「NPO法人メダカの会」への支援	障害児の療育及び保育事業、障害児・者の社会自立に向けた生活訓練事業等、障害者の家族の就労及び社会参加を支援する。また、活動を住民に広く周知する。	社会福祉課
11	あけぼの会館の運営	障害児・者の活動拠点となるような運営の充実を図る。また、「NPO法人メダカの会」の事業活動と連携して充実に努める。	社会福祉課



第6章 計画の推進に向けて

1 取組の方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、町民一人ひとりが行政と協力して計画の推進に取り組みます。

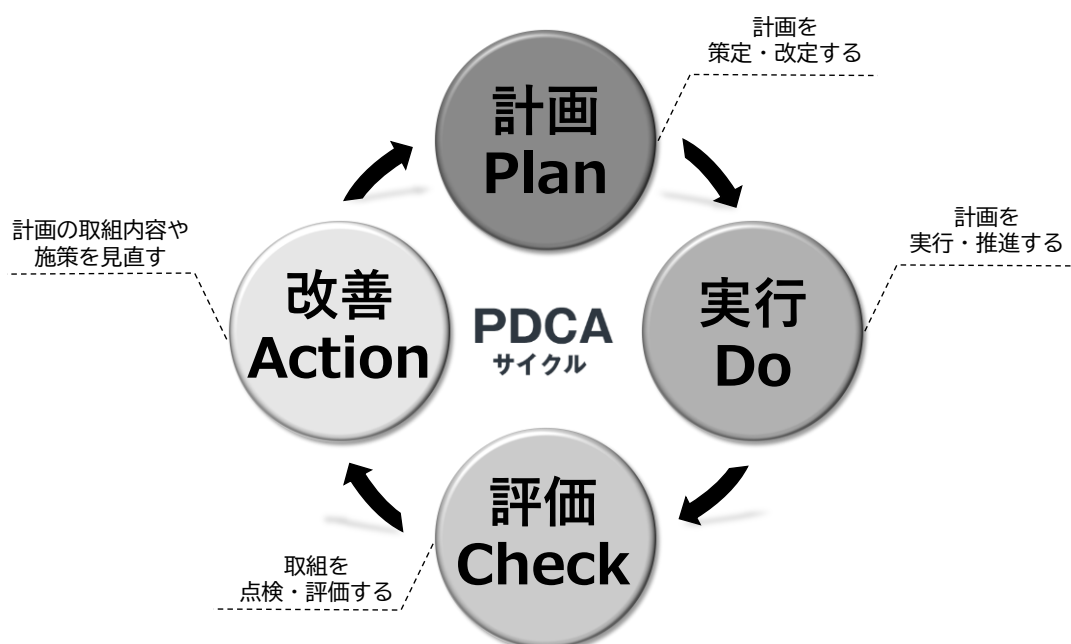
2 計画の推進体制

保育・教育関係者、学識経験者、保護者等から構成される「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行います。また、本計画の策定及び見直しについて審議します。

3 計画の進捗管理と点検・評価

計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。そこで、計画推進の中心となる「境町子ども・子育て家庭支援会議」において、計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの町民の声が生かせるよう広報や町のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。

■進捗管理のイメージ（PDCAサイクル）



巻末資料

1 策定経過

日 付	会議名等	内 容
令和6年 1月24日～ 2月8日	子ども・子育てに関するアンケート調査	・就学前児童調査 ・小学生児童調査
7月18日	第1回 子ども・子育て家庭支援会議	・事業評価について ・アンケート調査報告書（概要版）について ・目次構成について ・骨子案について
11月13日	第2回 子ども・子育て家庭支援会議	・第3期境町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月9日～ 12月23日	パブリックコメント	・第3期境町子ども・子育て支援事業計画（素案）について意見を公募
令和7年 1月15日 （書面開催）	第3回 子ども・子育て家庭支援会議	・パブリックコメントの実施結果について ・第3期境町子ども・子育て支援事業計画（素案）の承認について

2 境町子ども・子育て家庭支援会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、境町における合議制の機関として「境町子ども・子育て家庭支援会議」（以下「子育て家庭支援会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 子育て家庭支援会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

- （1）境町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織）

第3条 子育て家庭支援会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）福祉関係者
- （3）教育関係者
- （4）保育園・幼稚園関係者
- （5）保護者代表
- （6）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱する日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子育て家庭支援会議に委員の互選により、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て家庭支援会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または、事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て家庭支援会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 子育て家庭支援会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て家庭支援会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

付 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

3 境町子ども・子育て家庭支援会議委員名簿

	選出区分	所属・職名	氏 名
1	学識経験者	境町議会 教育福祉常任委員会委員長	岩崎 博
2	福祉関係者	病後児保育施設代表・遊徳保育園園長	中島 洋平
3		境町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	齋藤 美沙子
4		境町青少年相談員連絡協議会会長	飯田 進
5		放課後児童クラブ支援員代表	柿沼 美沙子
6	教育関係者	教育長職務代理者	青谷 洋治
7		小中学校校長会代表・猿島小学校校長	三浦 利江
8	小児医療関係	さかいスマイルキッズクリニック院長	篠原 宏行
9	子育て支援関係	さかい子育て支援センター館長	光畑 由佳
10		株式会社 AsMama 代表取締役社長	甲田 恵子
11	保育園・幼稚園関係者	コビープリスクールさかい園長	野本 剛司
12		認定こども園 はなぶさ園長	山下 道子
13		あお学園保育園園長	青木 裕美
14	保護者代表	おおぞら保育園保護者代表	鈴木 航
15		認定こども園境いずみ保育園保護者代表	新井 美幸
16		P T A連絡協議会会長	半村 忍
17		母子寡婦福祉会代表	藤本 忍

任期2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

4 用語集

－英字－

■SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

－あ行－

■育児休業制度

育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1 年間（両親ともに育児休業を取得した場合は 1 歳 2 か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長 2 年。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。

－か行－

■合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。

－さ行－

■児童相談所

児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

■児童養護施設

児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

－た行－

■地域型保育事業

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に規定される、以下の 19 事業のこと。

①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫産後ケア、⑬乳児等通園支援事業、⑭実費徴収に伴う補足給付事業、⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑯妊婦等包括相談支援事業、⑰子育て世帯訪問支援事業、⑱児童育成支援拠点事業、⑲親子関係形成支援事業

■特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。

■トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。

－な行－

■乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

■認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

－は行－

■ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする方が、育児支援・家事支援を提供できる方から子育て支援を受ける事業。

■病児・病後児保育事業

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

■保育ニーズ

保護者が、保育時間や保育日、入所などについて、行政機関か保育所に対して求める要望のこと。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

－や行－

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。

■利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

■療育

医療・治療の「療」と、養育・保育の「育」を合体した造語で、発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身に付けることを目的として行われる支援のこと。

■量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第3期境町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行 境町
編 集 町民生活部 子ども未来課
住 所 〒306-0495
茨城県猿島郡境町 391 番地 1
T E L 0280-81-1300（代表）
U R L <https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>
